

第2次

平群町地域福祉計画および 地域福祉活動計画

令和5年3月

平 群 町
平群町社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、私たちを取り巻く社会の状況は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、対面や移動の自粛など新しい生活様式を受け、地域コミュニティの希薄化や社会的孤立が深刻な課題となっています。



また、全国的な少子高齢化・核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て世帯などにおける生活・福祉課題は極めて多様化・複雑化しており、生活困窮や孤独死、虐待、ひきこもりなど新たな社会問題も浮き彫りとなり、従来の福祉サービスや事業だけでは対応困難な状況が生じています。

このような状況のなか、誰もが住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、行政はもとより、地域の住民や関係団体・事業者など、多様な人たちが連携して支えあうことが一層求められています。

本町では、地域福祉を取り巻く現状や課題、住民や福祉団体、企業・事業所の福祉意識やニーズ等を踏まえながら、「第1次平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画」を引き継ぐ形で「第2次平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画」を策定しました。

地域住民が地域福祉活動に主体的にかかわる新たな支えあいの仕組みづくりを進め、『皆さんとともに輝く「へぐり」の未来を創る』という将来像の実現をめざして、地域をより豊かなものにしていきたいと思ひます。

本計画の実現に向けては、町民の皆様や各関係機関・団体の皆様、事業者の皆様と行政が地域づくりの推進に向け協働していくことが必要です。引き続き、ご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画策定にご参画いただきました策定委員会の皆様をはじめ、関係者ならびに関係機関の皆様、そして貴重なご意見をいただきました町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

平群町長 西脇 洋貴

目次

第1章	はじめに	1
第1節	はじめに ～地域福祉の推進～	2
	(1) 地域福祉をめぐる社会の大きな変化と地域福祉計画の必要性	2
	(2) 「第2次平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画」の策定	3
	(3) 地域福祉計画および地域福祉活動計画が関係する主な課題	4
第2節	地域福祉計画および地域福祉活動計画のねらい	5
	(1) 地域福祉計画および地域福祉活動計画について	5
	(2) 計画の構成	6
	(3) 計画の位置づけ	7
	(4) 計画の期間	8
	(5) 計画策定の経緯	8
第3節	平群町の地域の現状	9
	(1) 人口・世帯の現状	9
	(2) 子どもの現状	12
	(3) 障がいのある人の現状	14
	(4) 高齢者の現状	15
	(5) 生活保護世帯などの現状	19
	(6) 健康に関する現状	21
第2章	住民の声を十分に反映させるための基礎調査	23
第1節	住民アンケート調査	24
	(1) 調査の目的	24
	(2) 調査対象	24
	(3) 調査対象者の抽出方法	24
	(4) 調査手法	24
	(5) 調査期間	24
	(6) 配付・回収状況	24
	(7) 調査結果の概要	25
第2節	企業・事業所アンケート調査、団体アンケート調査	35
	(1) 企業・事業所アンケート調査	35
	(2) 団体アンケート調査	38
第3節	調査からの課題のまとめ	40
	(1) 子どもたちの健やかな成長と教育のための環境整備	40
	(2) 若者と地域をつなぐ仕組みづくり	40
	(3) 平群町で子育てをしたいと思えるまちづくり	40
	(4) 災害・緊急時の避難・協力体制の強化	41
	(5) 安全に安心して移動できる手段や道路の整備	41
	(6) 外国籍の住民との交流や支援体制の充実	41
	(7) 新しい生活様式のもとでの地域福祉の推進	41

第3章 計画の基本理念と基本目標.....	43
第1節 基本理念と基本目標.....	44
(1) 5つの基本理念と将来像.....	44
(2) 6つの基本目標.....	45
第2節 地域福祉計画および地域福祉活動計画の体系.....	46
第4章 基本目標と基本施策の展開.....	49
基本目標Ⅰ 子どもがすこやかに自由に生きられるまち.....	51
Ⅰ-① 子どもの心身の健全な発達を支援する取組を進めましょう.....	51
Ⅰ-② 子どもが困難に陥らないための支援を進めましょう.....	54
Ⅰ-③ 子どもの声を聞きましょう.....	57
基本目標Ⅱ 若い世代がいきいきと暮らせるまち.....	58
Ⅱ-① 地域交通や日常の生活の利便性を高めましょう.....	58
Ⅱ-② 地域での若者の活躍の場づくりを応援しましょう.....	59
Ⅱ-③ 若者へ町の魅力を伝えましょう.....	61
基本目標Ⅲ 子育て世代が安心して子どもを産み育てられるまち.....	62
Ⅲ-① 子育て環境のさらなる整備を進めましょう.....	62
Ⅲ-② ひとり親世帯の子育て支援を進めましょう.....	64
Ⅲ-③ 地域で子育て世帯を支援しましょう.....	65
基本目標Ⅳ 生活困窮や孤立など、さまざまな問題を解決できるまち.....	67
Ⅳ-① 生活困窮や孤立する住民の把握に努めましょう.....	67
Ⅳ-② さまざまな生活課題を抱える人の自立支援を進めましょう.....	69
Ⅳ-③ 災害時の要支援者への支援体制を確立しましょう.....	71
基本目標Ⅴ 高齢者がすこやかにいつまでも自分らしくすごせるまち.....	73
Ⅴ-① 健康づくり活動に取り組みましょう.....	73
Ⅴ-② 健康長寿者の活躍の場づくりを応援しましょう.....	76
Ⅴ-③ 移動・外出支援策などに取り組みましょう.....	77
基本目標Ⅵ すべての住民が尊重しあい輝きあう地域福祉のまち.....	78
Ⅵ-① 誰もが互いに尊重しあい輝きあいましょう.....	78
Ⅵ-② 住民の住民による住民のためのまちづくりを進めましょう.....	80
Ⅵ-③ 住民が主体の地域福祉コミュニティを築きましょう.....	83
第5章 計画の進行管理.....	87
第1節 各主体の役割と連携.....	88
(1) 地域におけるそれぞれの立場による役割と連携.....	88
第2節 計画の進行管理と成長.....	90
資料編.....	91
平群町地域福祉計画等策定委員会設置要綱.....	92
平群町地域福祉計画等策定委員会 委員名簿.....	93
第2次平群町地域福祉計画等策定の経緯.....	94
用語集.....	95

※本計画の文中において「*」を付けている言葉には、用語説明があります（資料編の「用語説明」を参照）。

| 第1章 はじめに

第1節 はじめに ～地域福祉の推進～

(1) 地域福祉をめぐる社会の大きな変化と地域福祉計画の必要性

- わが国では、戦後、社会福祉の増進を目的に制定された「社会福祉事業法」(昭和26年度制定)によって、行政による措置(サービス)が提供されてきました。その後、高度経済成長期になり、新国民保険法(昭和33年)の成立、国民年金法(昭和34年)の成立等、福祉・保険制度の整備が進みました。しかし、人口減少や核家族化、単身世帯の増加等による地域における相互扶助機能の低下や日本型雇用慣行の変化による非正規雇用労働者の増加等、近年のさまざまな社会変化を背景として、人々の暮らしや地域のあり方が多様化する中で、人々が抱える課題も複雑化しています。
- 支援を必要とする人の増加やニーズの複雑化・多様化等により、公的な福祉サービスだけではそれらすべてに対応することが難しい状況となり、行政と住民や地域が協働し共に助けあい、支えあう「共助」という福祉概念が広がり始めました。「社会福祉事業法」は平成12年に「社会福祉法」へと改正され、第4条に位置付けられた「地域福祉の推進」には、福祉サービスを必要とする人が地域社会の一員として日常生活を送り社会参加ができるよう、住民と、地域で社会福祉に関わる人々が相互に協力し地域福祉を推進していくことが明記されました。
- 町や社会福祉協議会、民間団体、住民等、地域で活動するあらゆる主体の連携により、地域の課題を発見し、その解決に向けて地域福祉の推進に取り組んでいくための基本理念や基本目標、方向性等を示した総合的な計画が「地域福祉計画」であり、町が策定する地域福祉計画は社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」です。また、高齢者や障がいのある人、子ども、生活困窮者を対象とするあらゆる保健福祉分野に加え、人権や教育、防犯・防災等の分野との関わりも強い計画です。いわば、地域におけるさまざまな生活課題に目を向け、あらゆる主体が共に解決を図っていくための環境や体制をつくっていく計画です。
- 地域福祉計画は平成30年の社会福祉法の改正により、福祉の各分野における共通事項を記載する各分野別計画の上位計画として位置付けられました。これにより、地域福祉計画では高齢者、障がいのある人、児童、生活困窮者自立支援等の福祉諸計画・施策の福祉の分野別計画の「総合化」のさらなる推進とともに、地域福祉計画と地域福祉に係る諸計画を体系的に整理し、関係性を明確化すること等によって、さまざまな施策を包括しながら、地域での暮らしを支えていくことが求められるようになりました。福祉の分野別の計画に横串をさし、それぞれ縦割りの計画・施策を総合的かつ包括的に推進していくための地域福祉計画とすることが重要となっています。

(2)「第2次平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画」の策定

- わたしたちは地域で日々暮らしていく中で、子ども期、若者期、子育て期、高齢期といったライフステージ*の違い、障がいの有無、生活困窮の程度等によって、さまざまな問題や悩みに直面します。個人之力（自助）では解決できない生活課題や悩みが生じたとき、誰もが安全に安心して生活していくことができるよう、行政をはじめとする公的機関は各種のサービスの充実を図ってきました（公助）。しかし、大規模な自然災害の発生等の緊急時には、公助を平常通り機能させることが難しいことも想定されます。そのため、日頃からさまざまな場面において支えあい、助けあいのある住民力とそれを支える地域力（共助）によって、問題解決できる地域社会の構築が求められています。
- 助けあいや支えあいの土台となるのは、一人ひとりの人権の尊重です。同じ地域に暮らす誰もがかけがえのない存在として尊重され、安全に安心して生活していくためには、互いを肯定し、受け入れ、認めあうことが大切です。このような多様性と包摂性のある社会の実現は、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標*」（SDGs：Sustainable Development and Goals）の原則である「誰一人取り残さない」社会の実現につながるものです。本町で暮らすすべての人々が互いに尊重しあい、個性や力を発揮して、その人らしく輝くことができる地域の仕組みづくりが求められています。
- 本町では、子ども、若者、子育て世代、高齢者、障がいのある人、生活困窮者、また、悩みや問題を抱える人等すべての住民が、すべてのライフステージにおいて、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができる地域福祉社会の実現をめざし、平成30年6月に、「平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画」（以下、「第1次計画」）を策定しました。しかし、第1次計画の計画期間中であつた令和2年の初頭頃から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行したことにより、全国各地で感染拡大防止を目的としてさまざまな行動の自粛や制限が要請されました。令和4年現在も新型コロナウイルス感染症の流行（以下、コロナ禍）は続いており、対策が進められています。その影響は子どもから高齢者まで世代を問わず幅広い人々の暮らしに及んでおり、社会的孤立*の深刻化、失業・減収した人の増加、住まいを失う人の増加、外出自粛等の影響による高齢者の虚弱化の進行・認知機能の低下や健康寿命*の低下等、さまざまな生活課題として現れています。これらの中にはコロナ禍以前から生じていた課題も含まれていますが、今般の社会情勢の変化によって従来から存在していた生活課題の困難性がより一層顕在化することとなり、課題に直面している人々を支援する仕組みづくりが未だ十分ではないことが浮き彫りになったと言えます。誰もが住み慣れた地域で安心して生活が続けられる地域社会の実現に向けて、あらゆる主体が力をあわせ、さらなる地域福祉活動の充実や活性化に取り組んでいく必要があります。
- 第1次計画の策定以降の福祉をめぐる国の動向や社会状況の変化、本町の地域福祉を取り巻く現状や課題、住民や福祉団体、企業・事業所の福祉意識やニーズ等を踏まえながら、新たに令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第2次平群町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定します。

(3) 地域福祉計画および地域福祉活動計画が関係する主な課題

①子ども・子育て分野

近年、子どもの貧困*問題への社会的関心が広がっています。子どもの貧困をその家庭だけの問題にせず、社会全体が「我が事」として理解を深めるとともに、地域や学校、行政の連携による子どもの見守り活動や、生活へのさまざまな支援が必要となっています。本町では、子どもが健やかに育つことができる環境整備や教育支援等の充実を図るため、すべての子ども・家庭への切れ目のない支援に取り組んでいます。また、近年、児童虐待の増加や、小中高生の自殺者数の増加、ヤングケアラー*の問題等への社会的な関心も高く、すべての子どもの人権を尊重し、子どもを第一に考えた環境づくりが求められています。

②若者分野

すべての若者が活躍できる地域の実現に向けて、何らかの理由により社会に一步踏み出すことができない若者への支援が必要です。誰にも相談できず、適切な支援を受けられないまま地域社会からの孤立やひきこもり*の状態等に至るおそれがある場合には、家庭だけで対応するのではなく、地域や行政から支援の手を差し伸べていくことが重要です。本人や家族に時間をかけて寄り添い、より相談しやすい環境や安心して過ごせる居場所づくりが求められています。

また、あらゆる世代の人がさまざまな理由により、地域からの孤立やひきこもりの状態等に陥る可能性があるものです。悩みや困りごとを抱える人をいち早く把握し、行政や専門機関による適切な支援や地域と連携した見守り活動を行うなど、誰一人取り残すことのない包括的・重層的な支援体制*の構築が求められています。

③高齢者福祉分野

本町の高齢化率は40%に迫っており、3人に1人が高齢者という超高齢社会となっています。さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢者の4人に1人が日常生活に支援が必要な状態になると予測されています。そのため、健康寿命を延伸し、高齢者が介護予防や重度化防止に取り組みながら住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送り、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくりを進める必要があります。また、障がいのある人の高齢化や重度化が進み、保護者亡き後の支援がさらに必要とされていく中で、成年後見制度*の必要性も増していくことが予測され、円滑な制度利用に向けた周知が求められています。一方、育児と介護を同時に行うダブルケアやいわゆる「8050問題*」等、高齢者の支援とともに子育て世代や中高年世代への支援を図っていく必要があります。

④障がい者福祉分野

本町では、障がいのある人の尊厳や権利を守り、差別や虐待の防止を図るため、地域や学校、職場における人権教育や啓発を推進しています。また、障がいのある人の高齢化や重度化に伴って、多様化する障がいのある人の暮らしに対するきめ細かな支援が求められており、地域における包括的な支援体制の構築をはじめ、さまざまな施策が進められています。今後は、「障害者差別解消法*」を踏まえ、障がいのある人もない人も共に生きる共生社会の実現に向けて、合理的配慮*の提供に対する理解の促進や環境整備にも一層取り組んでいく必要があります。身体障がい、知的障がい、精神障がいだけでなく、発達障がい者（児）の増加も受け、ライフステージごとの切れ目のない教育、医療、福祉、就労支援等の充実も求められています。

第2節 地域福祉計画および地域福祉活動計画のねらい

(1) 地域福祉計画および地域福祉活動計画について

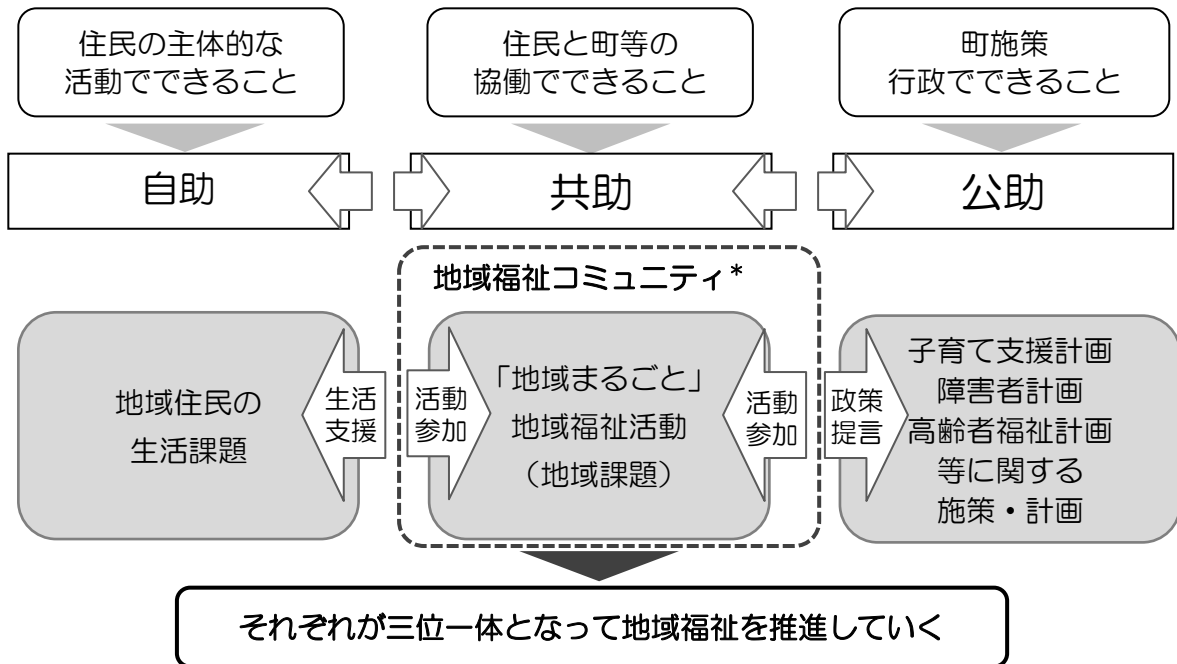
本計画は、「平群町第6次総合計画」の理念を踏まえて平群町（以下、町）が策定する「地域福祉計画」と、平群町社会福祉協議会（以下、町社協）が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものであり、地域福祉推進のための基本計画として位置づけます。

地域福祉計画（町）

町が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条により規定されており、住民、事業者等の参画のもと、地域福祉の推進に関する次の事項を一体的に盛り込みます。

- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

図 「自助」、「共助」、「公助」三位一体の地域福祉コミュニティのイメージ

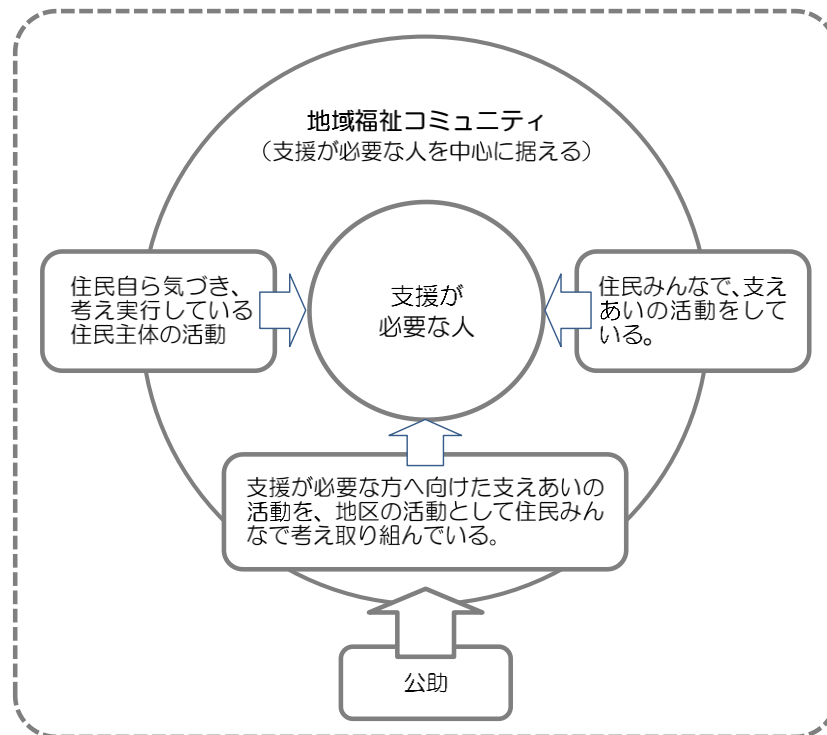


地域福祉活動計画（町社協）

町社協は、社会福祉法第 109 条に基づいて、地域福祉を推進することを目的とする団体と位置づけられています。

町社協が策定する「地域福祉活動計画」は、町や住民と協働しながら地域福祉の推進に寄与するための計画であり、幅広い地域福祉関係者の参加と協働による民間の立場から示す計画です。

図 地域福祉活動への「住民の自助・共助」の促進と啓発に関する考え方のイメージ



常に住民一人ひとりが気づき、活動していくことが、支えあいの地域福祉社会づくりにつながり、ひいては自分たちの生活をより豊かにすることになります。

そこでは、支援を必要とする人を含むすべての人々が、互いの人権を尊重しあい輝きあいながら、自立した生活が送れなければなりません。

そのためには、まず、地域住民の福祉意識・行動の醸成が必要とされます。一部の人だけではなく、誰もが福祉（ノーマライゼーション*やQOL*（Quality Of Life）の理念）について、理解を深めていくことが必要です。

（2）計画の構成

町が進める地域福祉の基盤整備計画である「平群町地域福祉計画」と、町社協が進める地域活動を掲げる「平群町地域福祉活動計画」の二つの計画が一体となった構成です。

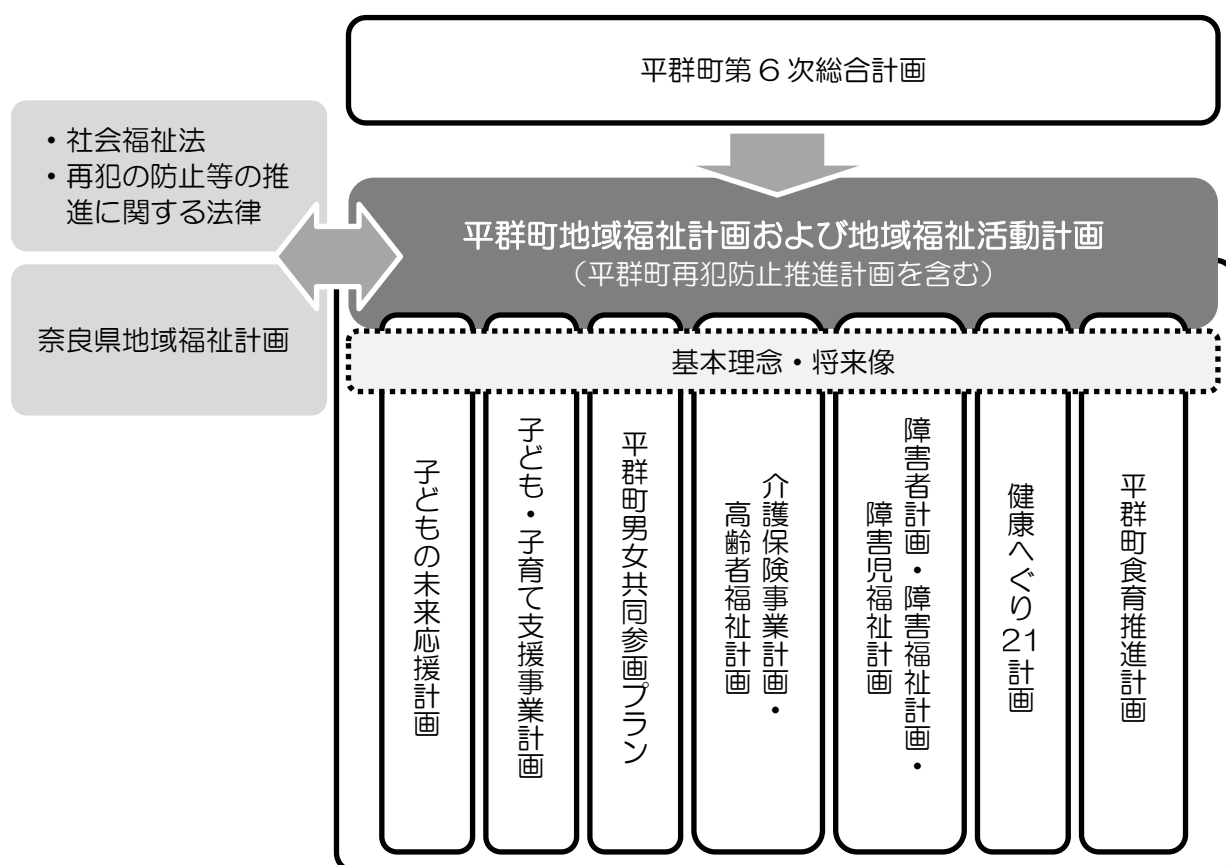
日頃から町と町社協は、社会福祉・地域福祉の推進において相互に連携・協力していますが、さらなる地域福祉の推進のために、第1次計画に引き続き共通の基本理念や基本目標、将来像を定めます。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「平群町第6次総合計画」を上位計画とし、「子どもの未来応援計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「男女共同参画プラン」、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「健康へぐり21計画」等の関連計画との整合性を図るものとします。

なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

図 計画の位置づけ



◆地域福祉計画と保健福祉関連計画およびその他生活関連計画との整合◆

「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するための総合的な計画であり、保健福祉分野の個別計画を横断的につなぐ計画として関連計画との整合を図ります。「地域福祉計画」と個別計画の対象分野が重なる部分は、個別計画の施策をもって「地域福祉計画」の一部とみなします。また、人権、教育、防災等の生活関連分野の計画と連携を図るとともに、保健福祉分野の個別計画の策定・評価・見直しにおいては、「地域福祉計画」の理念や目標と照らしあわせた進捗管理を行います。

(4) 計画の期間

令和5年から令和9年度までの5か年とします。

なお、町および町社協を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて部分的変更や見直し、改訂等を行います。

表 第2次平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画の位置づけと計画期間

計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第6次平群町総合計画	基本構想：10年間（令和5(2023)～令和14(2032)年度）						
	前期基本計画					後期基本計画	
平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画	【第2次】					【第3次】	
子どもの未来応援計画	【第1次】		【第3次】 子ども・子育て支援事業計画(包含)				
子ども・子育て支援事業計画	【第2次】		【第3次】				
平群町男女共同参画プラン	【第2次】		【第3次】				
介護保険事業計画・高齢者福祉計画	【第8期】		【第9期】		【第10期】		
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	【第4次】		【第5次】				
	【第6期】		【第7期】		【第8期】		
	【第2期】		【第3期】		【第4期】		
健康へぐり21計画	【第3次】		【第4次】				
平群町食育推進計画	【第3次】		【第4次】				

(5) 計画策定の経緯

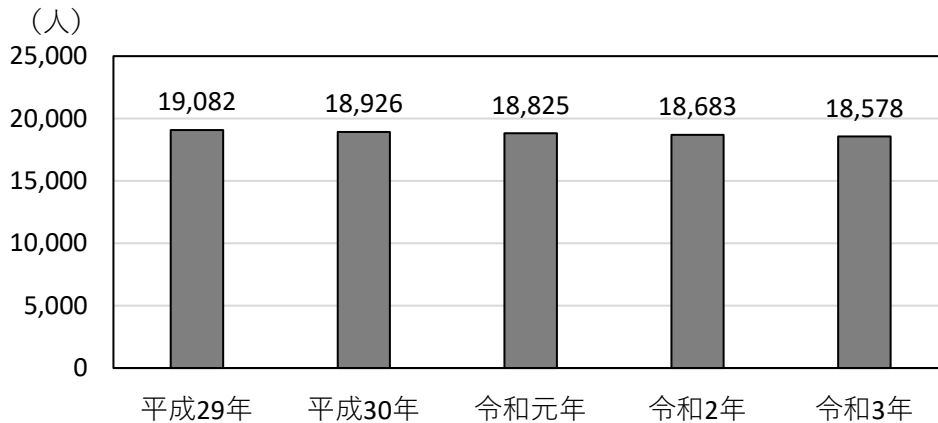
本計画は、平群町地域福祉計画等策定委員会（以下、策定委員会）での審議、住民アンケート調査の実施、住民団体アンケート調査、企業・事業所アンケート調査、パブリックコメントの募集等を経て策定しました。

第3節 平群町の地域の現状

(1) 人口・世帯の現状

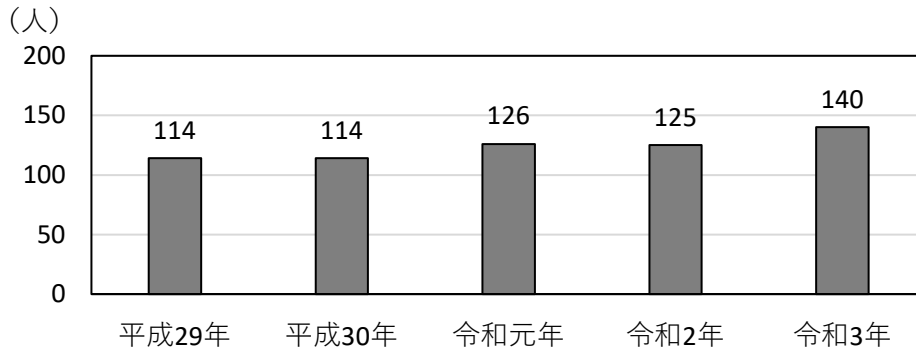
- 総人口は減少傾向にあり、令和3年10月1日現在 18,578 人となっています。そのうち、外国籍の住民数は 120 人前後で推移しており、令和3年は増加して 140 人となっています。

図 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

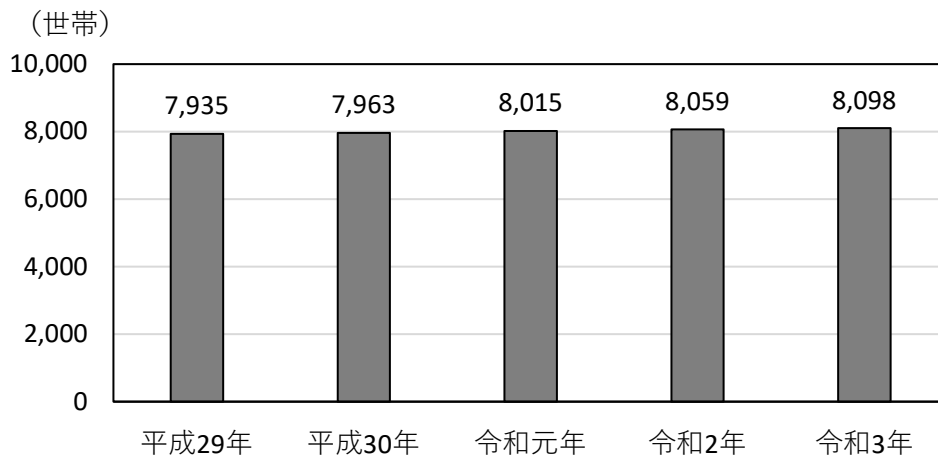
図 外国籍住民の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

- 世帯数は増加傾向にあり、令和3年10月1日現在 8,098 世帯となっています。世帯数が増加する一方で1世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、核家族化やひとり暮らし世帯の増加がうかがえます。

図 世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

- 10歳ごとの人口をみると、0～49歳、60～69歳では減少傾向にあり、50～59歳と70歳以上では増加傾向にあります。

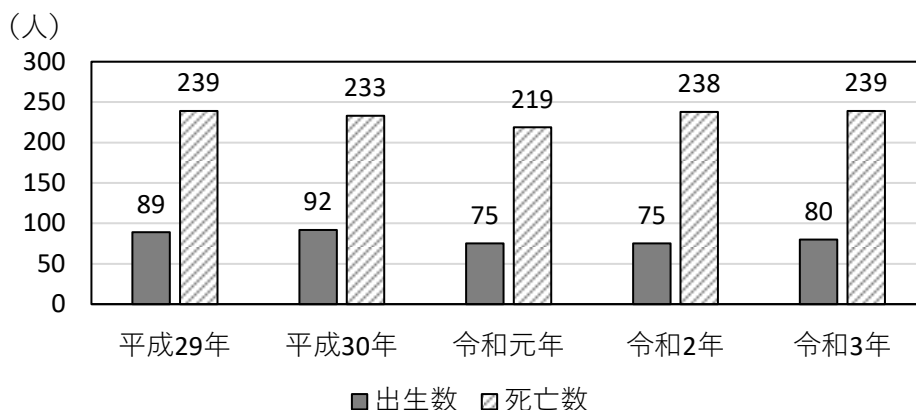
表 年齢別人口の推移（10歳ごと）

	単位	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
0～9歳	人	1,186	1,198	1,170	1,155	1,143
10～19歳	人	1,626	1,579	1,583	1,564	1,565
20～29歳	人	1,488	1,430	1,415	1,374	1,328
30～39歳	人	1,729	1,636	1,581	1,544	1,530
40～49歳	人	2,545	2,532	2,476	2,415	2,318
50～59歳	人	2,258	2,285	2,343	2,411	2,462
60～69歳	人	3,139	2,914	2,702	2,532	2,426
70～79歳	人	3,306	3,460	3,569	3,570	3,530
80歳以上	人	1,805	1,892	1,986	2,118	2,276
合計	人	19,082	18,926	18,825	18,683	18,578

資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

- 出生数は令和2年度から令和3年度にかけて増加していますが、平成29年以降は減少傾向となっています。死亡数は横ばいとなっています。

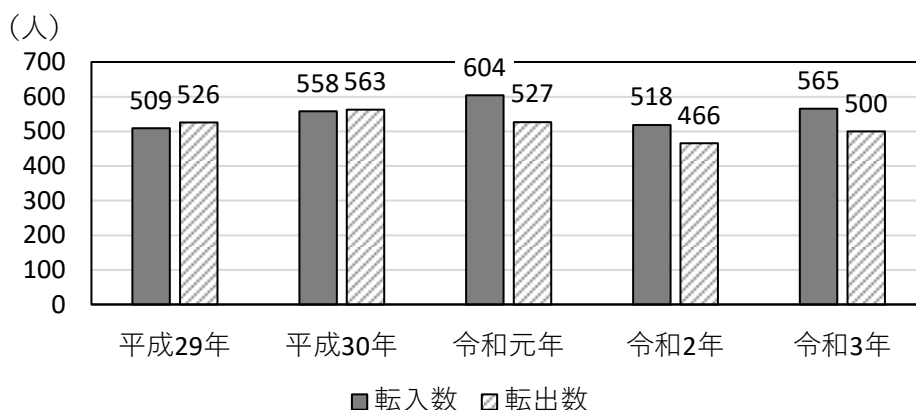
図 出生数及び死亡数の推移



資料：平群町（各年3月末現在）

- 転入数は平成29年度から令和元年度にかけて増加しましたが、令和元年度をピークに、その後は減少しています。また、平成29年から30年にかけて、わずかに転出数が転入数を上回っていましたが、令和元年度以降は転入数が転出数を上回って推移しています。

図 転入数及び転出数の推移

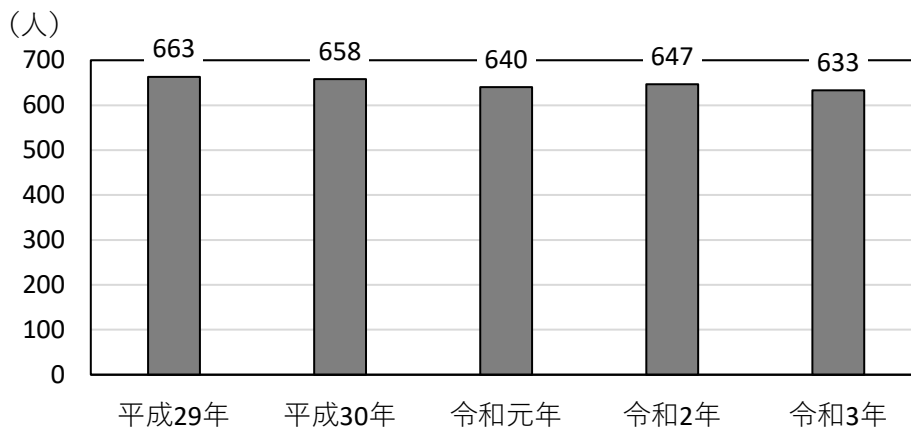


資料：平群町（各年3月末現在）

(2) 子どもの現状

○ 就学前児童数（0～5歳）は減少傾向にあり、令和3年は633人となっています。

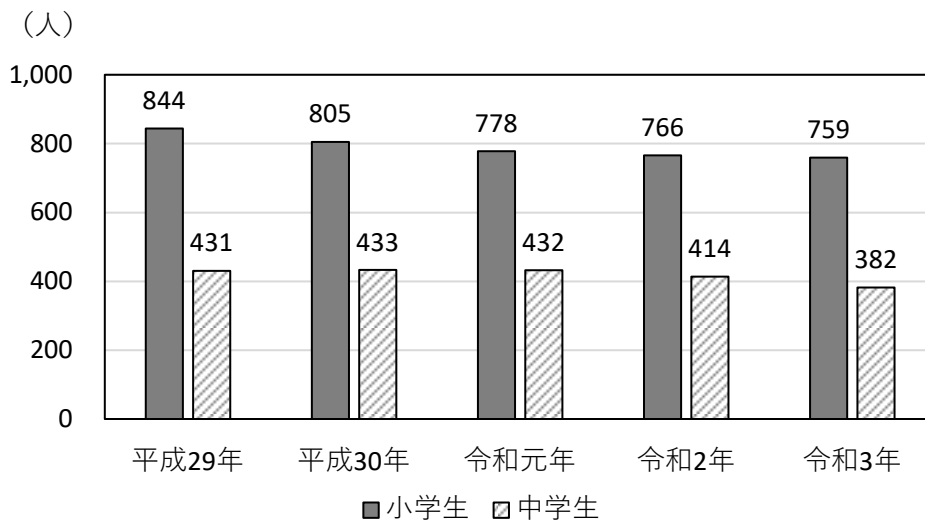
図 就学前児童数（0～5歳）の推移



資料：平群町（各年5月現在）

○ 小学生児童数は減少傾向にあり、令和3年は759人となっています。中学生生徒数は平成29年から令和元年にかけて横ばいで推移していましたが、令和2年以降は減少傾向にあり、令和3年は382人となっています。

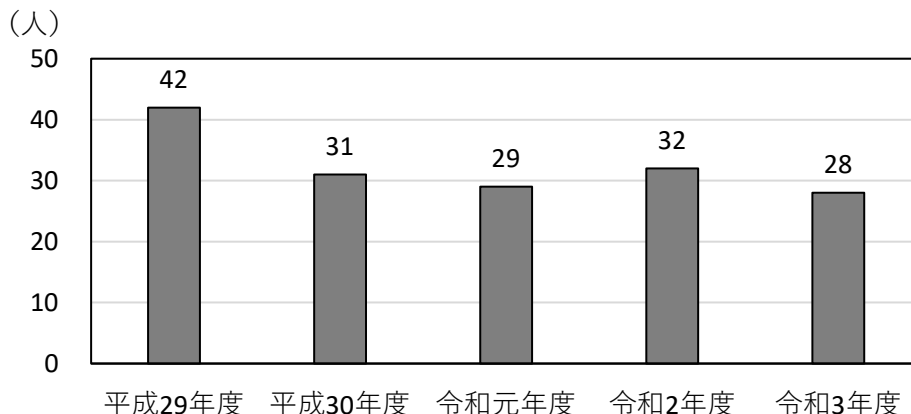
図 小学生児童数および中学生生徒数の推移



資料：平群町（各年5月現在）

- 小学生児童数および中学生生徒数は減少傾向にあります。不登校の児童数および生徒数は平成 30 年度以降横ばいで推移しています。

図 不登校児童・生徒数（合計）の推移



資料：平群町教育委員会

- 高校進学率をみると、令和 3 年度は男子が 98.5%、女子が 97.6%となっています。

図 高校進学率の推移

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
男子	%	100.0	98.6	100.0	100	98.5
女子	%	100.0	100.0	100.0	97.0	97.6

※高校進学：全日制・通信制・高等専門・定時制・特別支援・高等専修への進学率

資料：奈良県学校基本調査

- 子ども会は減少傾向にあり、令和 2 以降は 7 団体となっています。子ども数の減少に伴い、加入者（幼児・小学生・中学生・高校生）も少なくなっており、令和 2 年以降は 300 人未満で推移しています。また、育成者・指導者も令和 2 年以降減少が顕著になっています。

図 子ども会数および加入者数等の推移

	単位	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
子ども会数	団体	12	10	8	7	7	7
加入者*	人	422	391	339	292	272	281
育成者・指導者	人	66	72	62	56	44	44

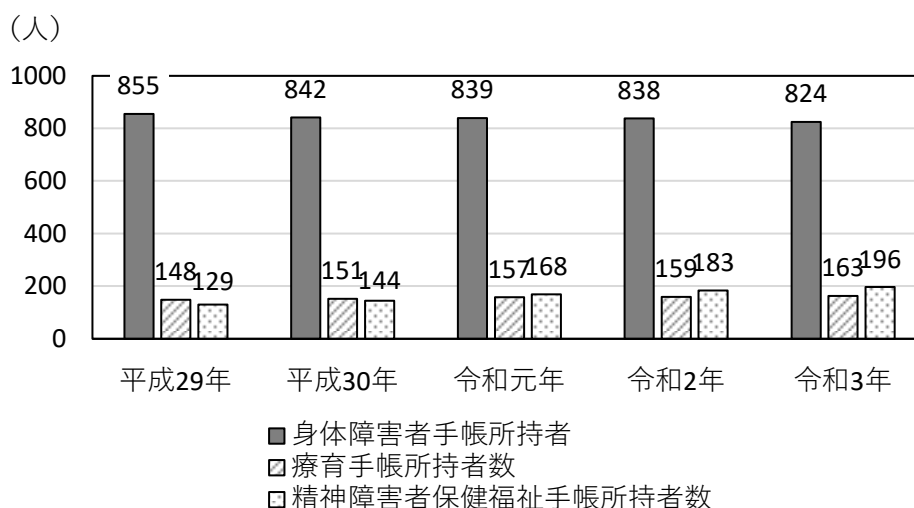
※加入者：幼児・小学生・中学生・高校生

資料：平群町（各年 4 月現在）

(3) 障がいのある人の現状

- 障がい種別に障害者手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者数が最も多く令和3年は824人となっていますが、所持者数は減少傾向となっています。療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数はどちらも200人未満で推移しており、療育手帳所持者数は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

図 障害種別障害者手帳所持者数の推移



資料：平群町（各年9月現在）

- 年齢別障害者手帳交付状況をみると、身体障害者手帳では年齢が上がるにつれ増えており、70歳以上では603人となっています。療育手帳では、10歳代から40歳代で多くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、30歳代から50歳代で多くなっています。

表 年齢別障害者手帳交付状況（令和3年）

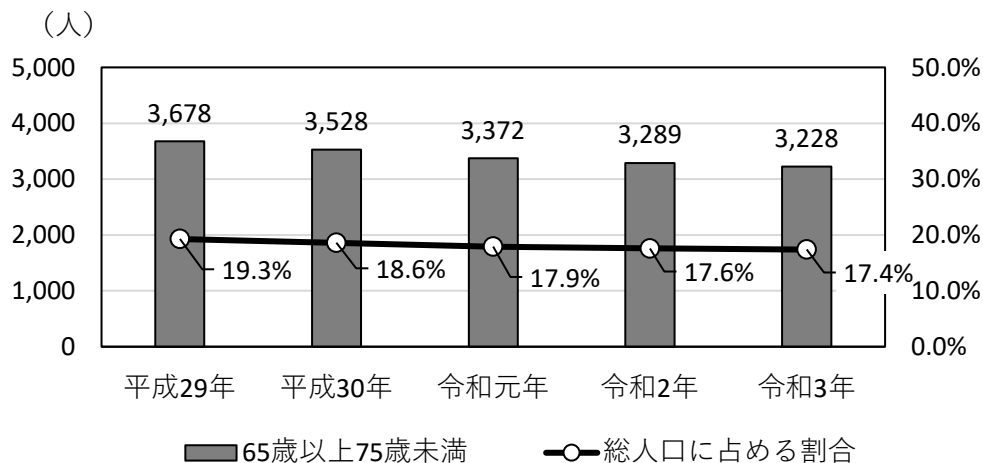
	単位	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
0～9歳	人	3	10	1
10～19歳	人	10	36	4
20～29歳	人	14	40	21
30～39歳	人	14	22	30
40～49歳	人	35	28	45
50～59歳	人	46	17	49
60～69歳	人	99	8	22
70歳以上	人	603	2	24
計	人	824	163	196

資料：平群町（令和3年9月現在）

(4) 高齢者の現状

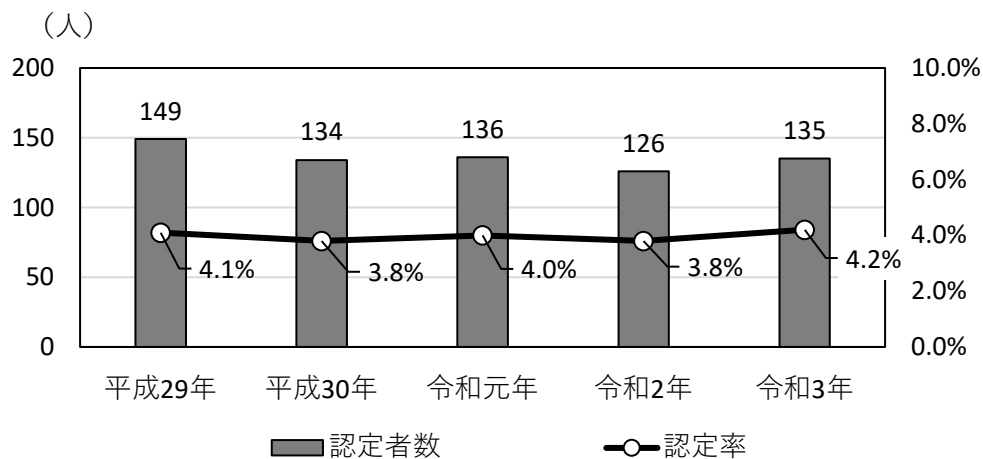
- 65歳以上75歳未満人口は減少傾向となっており、令和3年は3,228人で、総人口に占める割合は17.4%となっています。また、介護保険要介護等の認定率の推移をみると、4.0%前後の横ばいとなっています。

図 65歳以上75歳未満人口の推移



資料：住民基本台帳

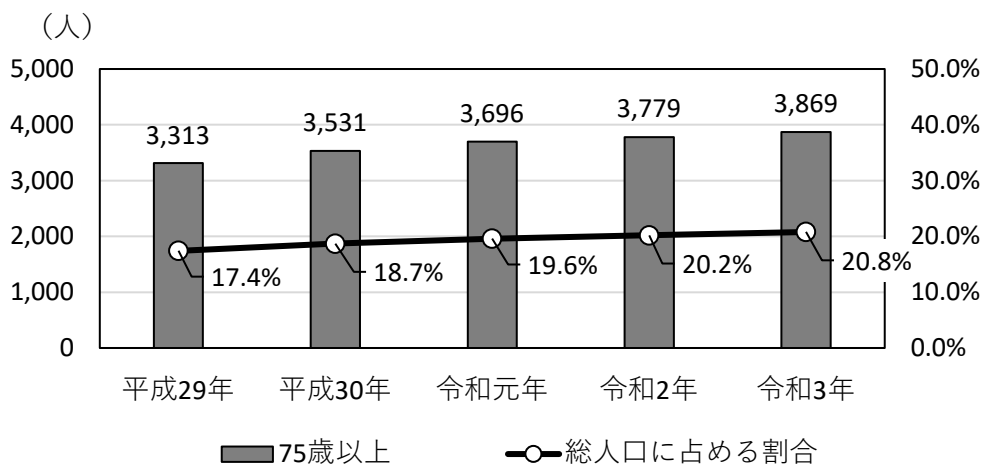
図 介護保険要介護等認定者数および認定率の推移 (65歳以上75歳未満)



資料：厚生労働省各年度介護保険事業状況報告月報（9月）

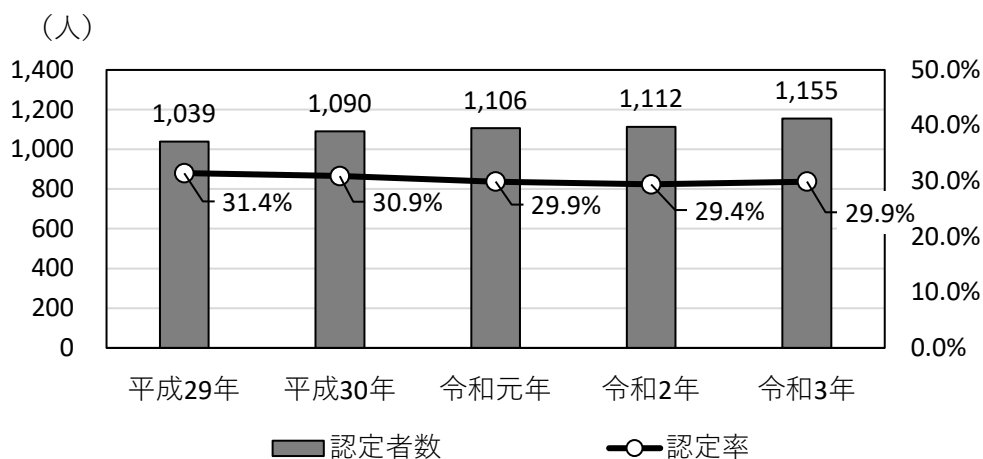
- 75歳以上人口は増加傾向となっており、令和3年は3,869人で、総人口に占める割合は20.8%となっています。介護保険要介護等の認定率の推移をみると、わずかに減少がみられますが、概ね横ばいで推移しており、令和3年は29.9%となっています。

図 75歳以上人口の推移



資料：住民基本台帳

図 介護保険要介護等認定者数および認定率の推移 (75歳以上)



資料：厚生労働省各年度介護保険事業状況報告月報 (9月)

- 要介護度をみると、65歳以上75歳未満では平成29年に比べて、令和3年は要介護3と要介護4の占める割合が大きく増加しています。一方、75歳以上の平成29年と令和3年の要支援と要介護の認定者の割合を比べると、要介護者の割合の増加がみられます。

表 65歳以上75歳未満 介護保険要介護等認定者数（第1号被保険者）の推移

	単位	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
要介護5	人	9	8	8	10	10
要介護4	人	14	8	20	15	21
要介護3	人	14	16	19	21	17
要介護2	人	23	25	13	18	23
要介護1	人	24	24	29	16	19
要支援2	人	28	24	18	18	22
要支援1	人	37	29	29	28	23
合計	人	149	134	136	126	135

資料：厚生労働省各年度介護保険事業状況報告月報（9月）

表 75歳以上 介護保険要介護等認定者数（第1号被保険者）の推移

	単位	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
要介護5	人	77	74	74	90	82
要介護4	人	105	107	119	119	123
要介護3	人	131	139	141	145	143
要介護2	人	201	201	193	194	200
要介護1	人	189	200	227	230	262
要支援2	人	130	165	178	160	188
要支援1	人	206	204	174	174	157
合計	人	1,039	1,090	1,106	1,112	1,155

資料：厚生労働省各年度介護保険事業状況報告月報（9月）

- 介護保険給付実績をみると、増加傾向にあり平成29年から令和3年の5年間で給付総額が233,006千円増加しています。

表 介護保険給付実績

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護給付費	千円	1,385,754	1,378,755	1,467,905	1,573,942	1,645,800
予防給付費	千円	75,250	44,596	43,835	45,473	48,210
給付費	千円	1,461,004	1,423,351	1,511,740	1,619,415	1,694,010

資料：介護保険事業状況報告（年報）（各年3月末現在）

- 高齢者世帯の推移をみると、高齢者独居世帯、高齢夫婦世帯ともに 75 歳以上世帯の増加が大きくなっています。また、令和 2 年には一般世帯の 37.5% を高齢者独居世帯と高齢夫婦世帯が占めています。

表 高齢者世帯の推移

	単位	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	世帯	7,083	7,148	7,164
高齢者独居世帯 (65 歳以上)	世帯	623	799	956
高齢者独居世帯 (うち 75 歳以上)	世帯	343	454	623
高齢夫婦世帯 (65 歳以上)	世帯	1,383	1,695	1,734
高齢夫婦世帯 (うち 75 歳以上)	世帯	469	695	957
高齢者世帯計	世帯	2,006	2,494	2,690
一般世帯数に占める割合	%	28.3	34.9	37.5

※高齢夫婦世帯：世帯人員に 65 歳以上世帯員がいる世帯のうち、「夫婦のみ世帯」の値

※高齢者世帯計：「高齢者独居世帯 (65 歳以上)」と「高齢夫婦世帯 (65 歳以上)」の合計で算出

資料：国勢調査 (各年 10 月 1 日現在)

- 長寿会会員数は、令和 3 年は 2,045 人となっています。

表 長寿会会員数の推移

	単位	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
会員数	人	2,194	2,160	2,155	2,109	2,045

資料：平群町 (各年 4 月現在)

(5) 生活保護世帯などの現状

- 生活保護の被保護世帯数と被保護人員はほぼ横ばいであり、令和3年は88世帯、131人となっています。内訳をみると、高齢者世帯が最も多くなっています。

表 生活保護世帯の推移

	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
被保護世帯数	世帯	83	81	88	88
被保護人員	人	118	118	133	131
高齢者世帯	世帯	52	46	50	50
高齢者人数	人	55	51	57	53
母子世帯	世帯	6	9	10	8
母子人数	人	18	26	31	25
障害者世帯	世帯	3	4	5	5
障害者人数	人	3	4	5	7
傷病者世帯	世帯	15	13	12	11
傷病者人数	人	21	15	14	13
その他の世帯	世帯	7	9	11	14
その他の人数	人	21	22	26	33

資料：平群町（各年4月現在）

- 児童扶養手当受給世帯は、令和3年は146世帯となっています。

表 児童扶養手当受給世帯数

	単位	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
受給世帯数	世帯	143	134	167	153	146

資料：平群町（各年4月現在）

- 要保護児童、要支援児童・特定妊婦は令和3年までともに増加傾向にありましたが、令和3年の要支援児童・特定妊婦は15人となっており、前年より23人減少しています。

表 要保護児童数等の推移

	単位	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
要保護児童※	人	28	11	32	49	47
要支援児童・特定妊婦	人	22	33	35	38	15

※下記の①～③を「要保護児童等」と総称し、要保護児童対策地域協議会の支援対象とし法定化されています。

①要保護児童：虐待等により保護者が児童を看護することが不適当であると認められるケース

②要支援児童：虐待もしくは虐待の発生のおそれがあり、保護者の養育を支援することが特に必要であると認められるケース

③特定妊婦：出産後の虐待発生予防のため、出産前からの支援を必要とする妊婦のケース

資料：平群町（各年3月末（平成29年のみ1月末）現在）

- 特別児童扶養手当受給者数は増加傾向にあり、令和3年は70人となっています。

表 特別児童扶養手当受給者数の推移

	単位	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
受給者数	人	61	69	67	72	70

※特別児童扶養手当：20歳未満で精神または身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当。

資料：平群町（各年12月末現在）

- 就学援助制度の認定率は小学生、中学生ともに横ばいで推移しており、令和3年度は小学生が13.2%、中学生が11.8%となっています。

表 就学援助制度認定者数の推移

		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学生	要保護認定者	人	5	8	10	9	9
	準要保護認定者	人	85	91	96	89	91
	合計	人	90	99	106	98	100
	認定率	%	10.7	12.3	13.6	12.8	13.2
	全児童数	人	844	805	778	766	759
中学生	要保護認定者	人	1	1	1	2	4
	準要保護認定者	人	56	57	47	41	41
	合計	人	57	58	48	43	45
	認定率	%	13.2	13.4	11.1	10.4	11.8
	全生徒数	人	431	433	432	414	382

※就学援助制度対象者：公立の小中学校に通う児童・生徒で経済的理由から就学費用を負担できない者に、学校教育法（第19条）に基づき給食費・学用品費・修学旅行費等を援助する制度。「要保護者」は国の規定により、「準要保護者」は町の規定した認定基準により支援している。

資料：平群町（各年度3月末（平成29年度のみ2月末）現在）

(6) 健康に関する現状

- 一般健康診査受診者数は減少傾向にあり、令和3年度は2,627人となっています。

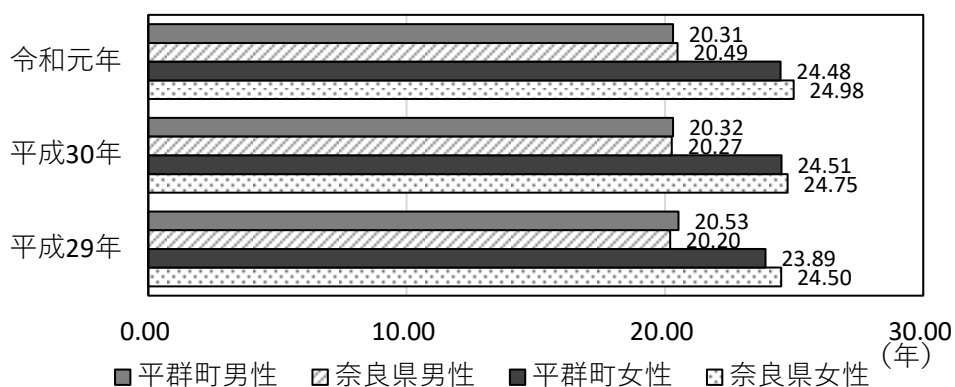
表 一般健康診査受診者数

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特定健診 40～74歳の国民健康保険加入者	人	1,727	1,579	1,527	1,378	1,294
長寿健診 75歳以上、県後期高齢者医療制度加入者	人	1,213	1,303	1,405	1,426	1,330
一般健康診査、生活保護受給者	人	4	2	2	3	3
合計	人	2,944	2,884	2,934	2,807	2,627

資料：平群町（各年3月末現在）

- 平均余命は男女ともに横ばいで推移しており、令和元年は男性が20.31年、女性が24.48年となっています。同様に、健康寿命も男女ともに横ばいで推移しており、令和元年は男性が18.64年、女性が21.12年となっています。

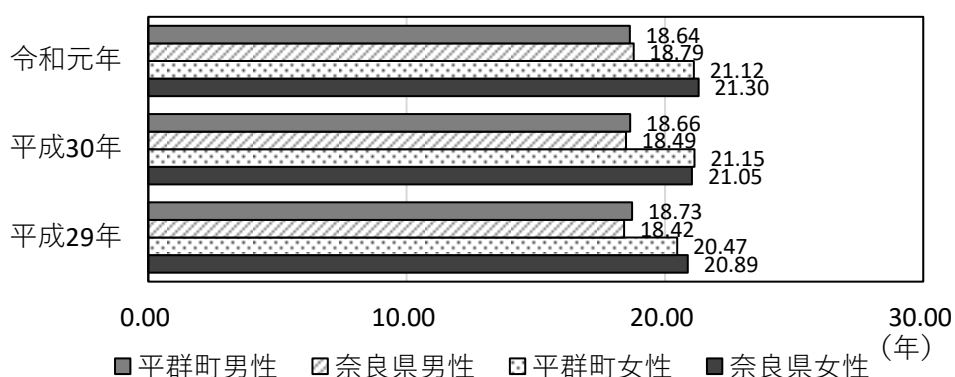
図 平均余命の推移



※平均余命：65歳からの平均余命のこと（各年前後含む3年間の平均値）

資料：奈良県健康福祉部健康づくり推進課資料

図 健康寿命の推移



※健康寿命：平均余命から平均要介護期間を引いた65歳平均自立期間のこと（各年前後含む3年間の平均値）

資料：奈良県健康福祉部健康づくり推進課資料

第2章 住民の声を十分に反映させる ための基礎調査

第1節 住民アンケート調査

(1) 調査の目的

「平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画」（平成 30 年6月策定）が令和5年3月に計画期間の終了を迎えることから、第2次計画策定の基礎資料とするため、日々の暮らし、地域や人との交流の状況、これからのまちづくりに対するニーズや意識等に関してアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

令和4年8月1日時点で平群町に住民票のある18歳以上の住民3,000人

(3) 調査対象者の抽出方法

住民基本台帳より3,000人を各年代・性別で均等に分け、無作為抽出しました。

(4) 調査手法

郵送配布・郵送回収により実施しました。

(5) 調査期間

令和4年8月19日（金）～令和4年9月2日（金）

(6) 配付・回収状況

	抽出数	回収数（回収率）
18～19歳	114	43
20～29歳	292	99
30～39歳	328	156
40～49歳	419	230
50～59歳	470	299
60～69歳	440	308
70～79歳	536	417
80歳以上	401	254
無回答	—	43
合計	3,000	1,849（61.6%）

(7) 調査結果の概要

ポイント

「あなたは、子どもたちの健やかな成長と教育のための環境を整えていくために、どんなことをしたいですか」という質問に対して、年齢別にみると、10歳代から30歳代で「子どもをひとりにしない居場所づくりに関わりたい」が3割を超えています。

		合計	問19 子どもたちの健やかな成長と教育のための環境を整えていくためにしたいこと						
			子どもをひとりにしない居場所づくりに関わりたい	引きこもりがちな児童・生徒のいる家庭で話し相手になりたい	子ども食堂の運営や、お手伝いをしたい	地域の人材を活かすふるさと体験学習会などの企画や運営に参加したい	学習支援や学習塾をやりたい	地域活動を通じて、自分の経験や学びから「生きる力」や「命の大切さ」を伝えたい	
全体		1,849	388	142	193	105	80	140	
		100.0	21.0	7.7	10.4	5.7	4.3	7.6	
問31 年齢	10歳代	43	15	8	9	6	9	0	
		100.0	34.9	18.6	20.9	14.0	20.9	0.0	
	20歳代	99	30	20	12	9	10	5	
		100.0	30.3	20.2	12.1	9.1	10.1	5.1	
	30歳代	156	57	15	21	13	13	19	
		100.0	36.5	9.6	13.5	8.3	8.3	12.2	
	40歳代	230	56	25	23	15	8	15	
		100.0	24.3	10.9	10.0	6.5	3.5	6.5	
	50歳代	299	62	19	42	20	11	18	
		100.0	20.7	6.4	14.0	6.7	3.7	6.0	
	60歳代	308	65	16	41	12	18	22	
100.0		21.1	5.2	13.3	3.9	5.8	7.1		
70歳代	417	63	21	32	16	4	32		
	100.0	15.1	5.0	7.7	3.8	1.0	7.7		
80歳代以上	254	34	17	9	9	6	26		
	100.0	13.4	6.7	3.5	3.5	2.4	10.2		
無回答		43	6	1	4	5	1	3	
		100.0	14.0	2.3	9.3	11.6	2.3	7.0	
			大人も子どもと一緒にたのしむ「子どもイベント」の企画や運営に参加したい	子どもの託児や一時預かりをしたい	里親制度に応募したい	特にしたいことはない	わからない	その他	
全体		1,849	388	142	193	105	80	140	
		100.0	21.0	7.7	10.4	5.7	4.3	7.6	
問31 年齢	10歳代	43	4	4	2	4	10	2	
		100.0	9.3	9.3	4.7	9.3	23.3	4.7	
	20歳代	99	10	8	1	20	23	1	
		100.0	10.1	8.1	1.0	20.2	23.2	1.0	
	30歳代	156	39	8	4	32	32	2	
		100.0	25.0	5.1	2.6	20.5	20.5	1.3	
	40歳代	230	26	3	3	56	69	6	
		100.0	11.3	1.3	1.3	24.3	30.0	2.6	
	50歳代	299	29	7	3	75	97	9	
		100.0	9.7	2.3	1.0	25.1	32.4	3.0	
	60歳代	308	33	4	1	73	96	13	
100.0		10.7	1.3	0.3	23.7	31.2	4.2		
70歳代	417	37	6	0	103	126	19		
	100.0	8.9	1.4	0.0	24.7	30.2	4.6		
80歳代以上	254	19	3	0	49	73	23		
	100.0	7.5	1.2	0.0	19.3	28.7	9.1		
無回答		43	4	1	0	13	12	0	
		100.0	9.3	2.3	0.0	30.2	27.9	0.0	

※上段は実数、下段はその割合

ポイント

「あなたは地域の人とどのようなお付き合いをしていますか」という質問に対して、全体では「何か困ったときに助け合える親しい人がいる」が28.9%となっていますが、年齢別にみると30歳代以下で「ほとんど顔も知らない」が1割を超えています。

		合計	問1 地域の人との付き合い						
			何か困ったときに助け合える親しい人がいる	会えば立ち話をする	顔を合わせればあいさつをする	顔は知っているが声をかけることはない	ほとんど顔も知らない	その他	無回答
全体		1,849	535	364	794	46	80	13	17
		100.0	28.9	19.7	42.9	2.5	4.3	0.7	0.9
問31 年齢	10歳代	43	10	2	22	2	6	0	1
		100.0	23.3	4.7	51.2	4.7	14.0	0.0	2.3
	20歳代	99	9	7	60	8	12	1	2
		100.0	9.1	7.1	60.6	8.1	12.1	1.0	2.0
	30歳代	156	33	11	84	8	18	0	2
		100.0	21.2	7.1	53.8	5.1	11.5	0.0	1.3
	40歳代	230	51	35	124	8	9	3	0
		100.0	22.2	15.2	53.9	3.5	3.9	1.3	0.0
	50歳代	299	69	49	161	8	12	0	0
		100.0	23.1	16.4	53.8	2.7	4.0	0.0	0.0
	60歳代	308	96	74	125	1	10	1	1
100.0		31.2	24.0	40.6	0.3	3.2	0.3	0.3	
70歳代	417	157	114	128	4	7	3	4	
	100.0	37.6	27.3	30.7	1.0	1.7	0.7	1.0	
80歳代以上	254	104	60	68	6	6	3	7	
	100.0	40.9	23.6	26.8	2.4	2.4	1.2	2.8	
無回答	43	6	12	22	1	0	2	0	
	100.0	14.0	27.9	51.2	2.3	0.0	4.7	0.0	

※上段は実数、下段はその割合

ポイント

「あなたは、現在、どのような住民活動に参加していますか」という質問に対して、全体では「自治会」が42.4%と多くなっていますが、年齢別にみると30歳代以下で「参加していない」が5割以上を占めています。

		合計	問13 参加している住民活動									
			自治会	子ども会	ボランティア活動	NPO法人	在宅高齢者や障害者の援助	子育ての支援や子どもの世話	福祉施設等での援助	防犯・防災活動	環境美化・清掃活動	自然・環境保護活動
全体		1,849	784	57	110	10	17	23	18	64	195	21
		100.0	42.4	3.1	5.9	0.5	0.9	1.2	1.0	3.5	10.5	1.1
問31 年齢	10歳代	43	1	0	2	0	1	0	1	0	4	0
		100.0	2.3	0.0	4.7	0.0	2.3	0.0	2.3	0.0	9.3	0.0
	20歳代	99	7	2	1	1	1	2	0	0	2	0
		100.0	7.1	2.0	1.0	1.0	1.0	2.0	0.0	0.0	2.0	0.0
	30歳代	156	60	16	1	0	0	7	2	2	9	0
		100.0	38.5	10.3	0.6	0.0	0.0	4.5	1.3	1.3	5.8	0.0
	40歳代	230	96	27	8	2	0	3	1	4	25	0
		100.0	41.7	11.7	3.5	0.9	0.0	1.3	0.4	1.7	10.9	0.0
	50歳代	299	150	9	5	1	2	0	1	5	29	2
		100.0	50.2	3.0	1.7	0.3	0.7	0.0	0.3	1.7	9.7	0.7
	60歳代	308	146	2	21	2	7	7	4	12	38	3
100.0		47.4	0.6	6.8	0.6	2.3	2.3	1.3	3.9	12.3	1.0	
70歳代	417	207	0	49	3	4	3	2	29	59	10	
	100.0	49.6	0.0	11.8	0.7	1.0	0.7	0.5	7.0	14.1	2.4	
80歳代以上	254	98	0	22	0	1	1	6	12	28	5	
	100.0	38.6	0.0	8.7	0.0	0.4	0.4	2.4	4.7	11.0	2.0	
無回答		43	19	1	1	1	1	0	1	0	1	1
		100.0	44.2	2.3	2.3	2.3	2.3	0.0	2.3	0.0	2.3	2.3
			スポーツ・文化活動	イベント・催し・祭り等の運営	国際交流	青少年の健全育成	まちづくり活動	住民自治活動	行政への政策提言	地域のネットワーキング	参加していない	その他
全体		1,849	227	50	7	7	9	105	10	36	711	40
		100.0	12.3	2.7	0.4	0.4	0.5	5.7	0.5	1.9	38.5	2.2
問31 年齢	10歳代	43	1	1	0	0	0	0	0	0	33	0
		100.0	2.3	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	76.7	0.0
	20歳代	99	3	0	0	0	0	0	0	0	80	0
		100.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.8	0.0
	30歳代	156	10	2	1	0	0	4	0	1	82	0
		100.0	6.4	1.3	0.6	0.0	0.0	2.6	0.0	0.6	52.6	0.0
	40歳代	230	14	1	3	1	1	3	0	4	99	5
		100.0	6.1	0.4	1.3	0.4	0.4	1.3	0.0	1.7	43.0	2.2
	50歳代	299	21	10	0	3	2	17	3	1	116	1
		100.0	7.0	3.3	0.0	1.0	0.7	5.7	1.0	0.3	38.8	0.3
	60歳代	308	42	8	1	3	2	18	3	6	108	4
100.0		13.6	2.6	0.3	1.0	0.6	5.8	1.0	1.9	35.1	1.3	
70歳代	417	85	15	2	0	3	38	2	13	104	16	
	100.0	20.4	3.6	0.5	0.0	0.7	9.1	0.5	3.1	24.9	3.8	
80歳代以上	254	45	12	0	0	1	21	2	10	73	13	
	100	17.7	4.7	0.0	0.0	0.4	8.3	0.8	3.9	28.7	5.1	
無回答		43	6	1	0	0	4	0	1	16	1	
		100	14.0	2.3	0.0	0.0	0.0	9.3	0.0	2.3	37.2	2.3

※上段は実数、下段はその割合

ポイント

「平群町のこれからのまちづくりのために、どのようなことが必要だと思いますか」という質問に対して、全体では「交通の利便性」が31.5%と最も多くなっていますが、居住年数別にみると、10年以下で「子育て環境」が多くなっており、1年未満では4割を超えています。

		合計	問27 平群町のこれからのまちづくりのために必要なこと								
			緑や自然環境	公共施設の充実	住みやすさ	交通の利便性	子育て環境	高齢者福祉の充実	働く場	人とのつながり	その他
全体		1,849	350	369	323	583	301	309	305	140	205
		100.0	18.9	20.0	17.5	31.5	16.3	16.7	16.5	7.6	11.1
問35 居住 年数	1年未満	29	4	6	4	16	12	1	12	3	7
		100.0	13.8	20.7	13.8	55.2	41.4	3.4	41.4	10.3	24.1
	1～5年	116	23	25	30	36	35	16	25	9	22
		100.0	19.8	21.6	25.9	31.0	30.2	13.8	21.6	7.8	19.0
	6～10年	107	23	19	14	33	30	12	22	7	11
		100.0	21.5	17.8	13.1	30.8	28.0	11.2	20.6	6.5	10.3
	11～15年	129	27	27	33	32	24	21	28	11	21
		100.0	20.9	20.9	25.6	24.8	18.6	16.3	21.7	8.5	16.3
	16～20年	185	22	35	26	61	17	18	28	10	23
		100.0	11.9	18.9	14.1	33.0	9.2	9.7	15.1	5.4	12.4
	21～25年	177	34	34	27	41	26	27	31	14	24
100.0		19.2	19.2	15.3	23.2	14.7	15.3	17.5	7.9	13.6	
26～30年	164	25	31	26	54	35	23	28	15	23	
	100.0	15.2	18.9	15.9	32.9	21.3	14.0	17.1	9.1	14.0	
31年以上	893	188	186	155	299	116	187	127	70	73	
	100.0	21.1	20.8	17.4	33.5	13.0	20.9	14.2	7.8	8.2	
無回答	49	4	6	8	11	6	4	4	1	1	
	100.0	8.2	12.2	16.3	22.4	12.2	8.2	8.2	2.0	2.0	

※上段は実数、下段はその割合

ポイント💡

「地震など災害が発生したとき、あなたはひとりで避難できますか」という質問に対して、全体でみると「同居家族や近所の人などの手助けがあれば避難できる」と「避難できない」を合わせた災害時に避難するとき『何らかの手助けが必要な人』が、16.3%となっています。年齢別にみると、80歳代以上で「同居家族や近所の人などの手助けがあれば避難できる」が34.3%と多くなっています。

		合計	問4 災害時にひとりで避難できるか			
			自分ひとりで避難できる	同居家族や近所の人などの手助けがあれば避難できる	避難できない	無回答
全体		1,849	1,530	251	50	18
		100.0	82.7	13.6	2.7	1.0
問31 年齢	10歳代	43	32	10	0	1
		100.0	74.4	23.3	0.0	2.3
	20歳代	99	78	15	5	1
		100.0	78.8	15.2	5.1	1.0
	30歳代	156	135	12	8	1
		100.0	86.5	7.7	5.1	0.6
	40歳代	230	207	20	3	0
		100.0	90.0	8.7	1.3	0.0
	50歳代	299	275	18	3	3
		100.0	92.0	6.0	1.0	1.0
	60歳代	308	273	27	7	1
	100.0	88.6	8.8	2.3	0.3	
70歳代	417	347	57	10	3	
	100.0	83.2	13.7	2.4	0.7	
80歳代以上	254	150	87	9	8	
	100.0	59.1	34.3	3.5	3.1	
無回答	43	33	5	5	0	
	100.0	76.7	11.6	11.6	0.0	

※上段は実数、下段はその割合

ポイント

「災害が起こったときに、あなたは安否確認等の声かけや避難所での手伝いなどの活動をしようと思いますか」という質問に対して、全体で見ると「思う」が56.4%と過半数を占めています。しかし20歳代と30歳代、また居住年数が1～10年で「思う」が5割未満となっています。

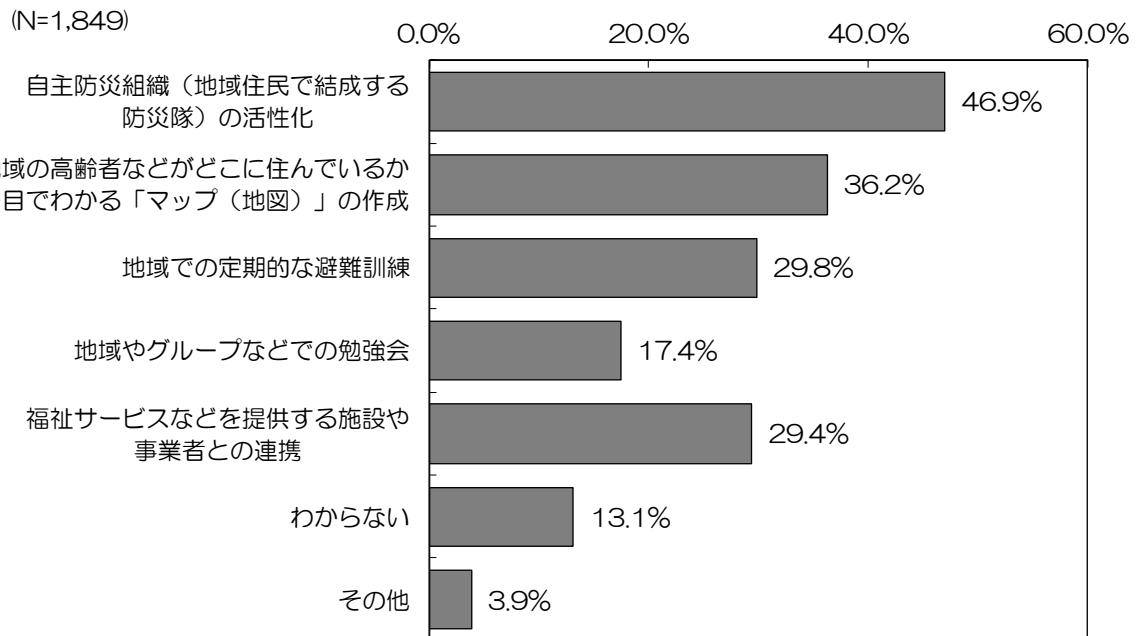
		合計	問5 災害時に安否確認等の声かけや避難所での手伝いなどの活動をしようと思うか			
			思う	思わない	わからない	無回答
全体		1,849	1,043	142	638	26
		100.0	56.4	7.7	34.5	1.4
問31 年齢	10歳代	43	25	2	14	2
		100.0	58.1	4.7	32.6	4.7
	20歳代	99	43	8	47	1
		100.0	43.4	8.1	47.5	1.0
	30歳代	156	76	15	64	1
		100.0	48.7	9.6	41.0	0.6
	40歳代	230	132	19	79	0
		100.0	57.4	8.3	34.3	0.0
	50歳代	299	175	10	112	2
		100.0	58.5	3.3	37.5	0.7
	60歳代	308	189	11	107	1
100.0		61.4	3.6	34.7	0.3	
70歳代	417	251	34	127	5	
	100.0	60.2	8.2	30.5	1.2	
80歳代以上	254	133	37	71	13	
	100.0	52.4	14.6	28.0	5.1	
無回答	43	19	6	17	1	
	100.0	44.2	14.0	39.5	2.3	

		合計	問5 災害時に安否確認等の声かけや避難所での手伝いなどの活動をしようと思うか			
			思う	思わない	わからない	無回答
全体		1,849	1,043	142	638	26
		100.0	56.4	7.7	34.5	1.4
問35 居住年数	1年未満	29	18	1	10	0
		100.0	62.1	3.4	34.5	0.0
	1～5年	116	54	9	52	1
		100.0	46.6	7.8	44.8	0.9
	6～10年	107	52	8	46	1
		100.0	48.6	7.5	43.0	0.9
	11～15年	129	74	8	47	0
		100.0	57.4	6.2	36.4	0.0
	16～20年	185	109	17	58	1
		100.0	58.9	9.2	31.4	0.5
	21～25年	177	90	16	70	1
100.0		50.8	9.0	39.5	0.6	
26～30年	164	94	10	56	4	
	100.0	57.3	6.1	34.1	2.4	
31年以上	893	534	64	283	12	
	100.0	59.8	7.2	31.7	1.3	
無回答	49	18	9	16	6	
	100.0	36.7	18.4	32.7	12.2	

※上段は実数、下段はその割合

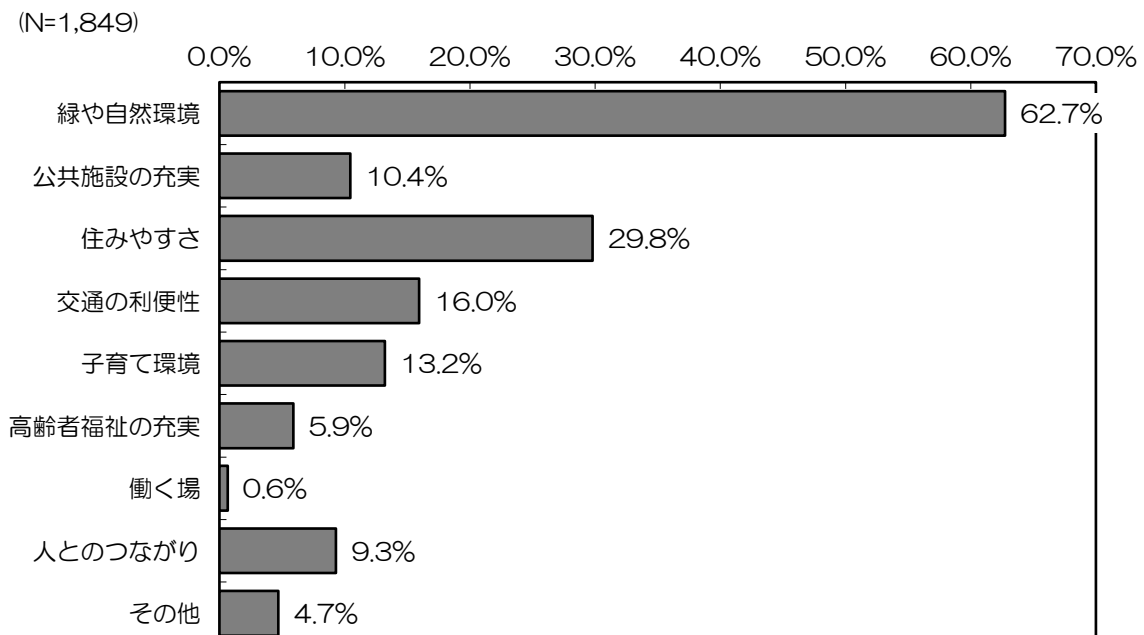
ポイント💡

「災害に備え住民が支え合う地域をつくるために何が必要だと思いますか」という質問に対して、全体でみると「自主防災組織（地域住民で結成する防災隊）の活性化」が最も多く 46.9% であり、次いで「地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかる「マップ（地図）」の作成」（36.2%）、「地域での定期的な避難訓練」（29.8%）となっています。



ポイント💡

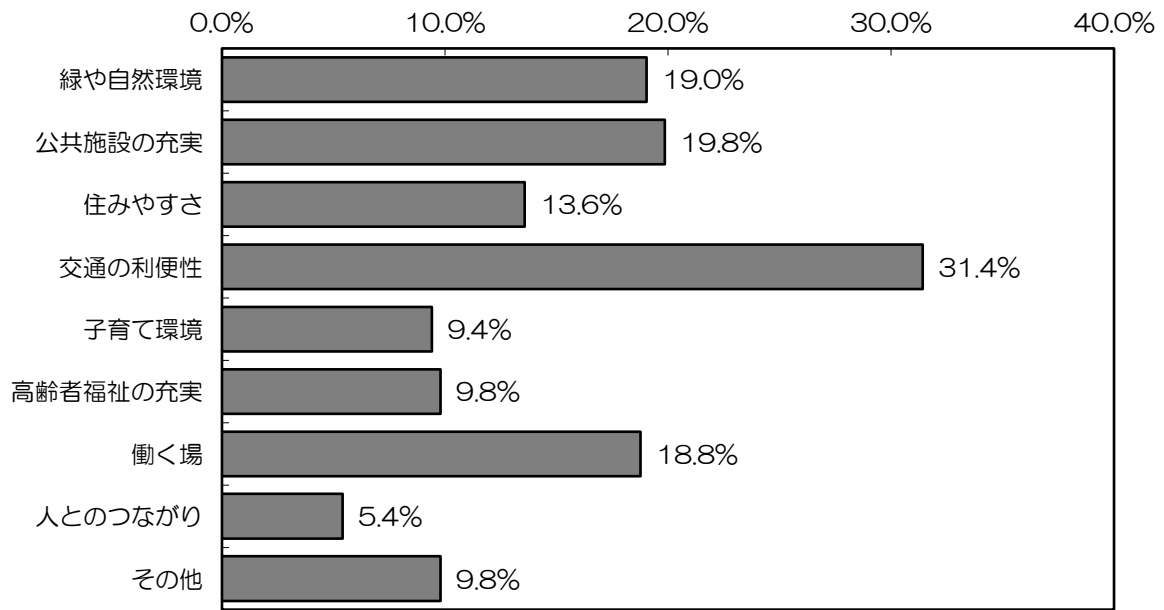
「平群町の良いところや、自慢できるものは何ですか。」という質問に対して、全体でみると「緑や自然環境」が最も多く 62.7% となっています。具体的な意見としては、「田畑が身近にある」「四季の移り変わりを実感できる」「緑や自然に囲まれている」等が出ています。



ポイント💡

「平群町の気になるところはどんなところですか」という質問に対して、全体でみると「交通の利便性」が最も多く31.4%となっています。具体的な意見としては、「坂道が多い」「道幅が狭い道路がある」「歩道に草が生えていて歩きづらい」等が出ています。

(N=1,849)



ポイント💡

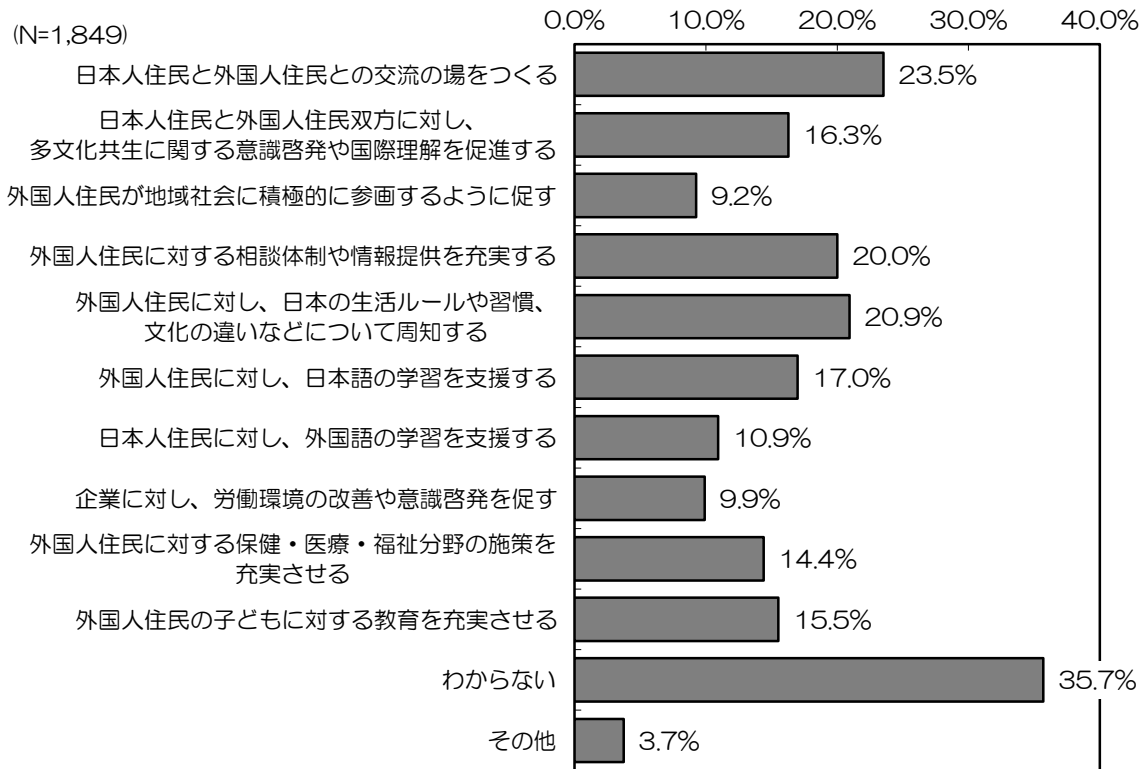
「あなたは、高齢者や認知症の方とのかかわりについて、どのようにお考えですか」という質問に対して、全体で見ると、「坂道など移動するときに困っていたら、手助けしたい」が54.8%と最も多くなっています。年齢別にみると、60歳代や70歳代でも「坂道など移動するときに困っていたら、手助けしたい」が5割を超えています。

		問18 高齢者や認知症の方とのかかわりについての考え									
		合計	身近にいたら、話し相手になりたい	坂道など移動するときに困っていたら、手助けしたい	地域に見守りが必要な方がいたら、見守り活動に参加したい	介護を必要とする方々のサポーターになりたい	認知症サポーターになりたい	自分自身も含めて、高齢者や認知症の方の意思を尊重したいし、尊重してほしい	高齢者や認知症の方とはあまり関わりたくない	わからない	その他
全体		1,849	432	1,014	222	70	49	835	42	275	62
		100.0	23.4	54.8	12.0	3.8	2.7	45.2	2.3	14.9	3.4
問31 年齢	10歳代	43	11	23	1	1	0	11	1	12	1
		100.0	25.6	53.5	2.3	2.3	0.0	25.6	2.3	27.9	2.3
	20歳代	99	16	46	6	5	2	38	5	28	1
		100.0	16.2	46.5	6.1	5.1	2.0	38.4	5.1	28.3	1.0
	30歳代	156	38	92	15	3	1	46	8	27	8
		100.0	24.4	59.0	9.6	1.9	0.6	29.5	5.1	17.3	5.1
	40歳代	230	40	142	24	10	11	70	8	39	7
		100.0	17.4	61.7	10.4	4.3	4.8	30.4	3.5	17.0	3.0
	50歳代	299	48	178	31	12	6	111	7	48	9
		100.0	16.1	59.5	10.4	4.0	2.0	37.1	2.3	16.1	3.0
	60歳代	308	65	195	49	13	12	146	4	49	9
	100.0	21.1	63.3	15.9	4.2	3.9	47.4	1.3	15.9	2.9	
70歳代	417	118	224	58	16	10	250	7	41	14	
	100.0	28.3	53.7	13.9	3.8	2.4	60.0	1.7	9.8	3.4	
80歳代以上	254	89	89	32	8	6	145	1	25	13	
	100.0	35.0	35.0	12.6	3.1	2.4	57.1	0.4	9.8	5.1	
無回答	43	7	25	6	2	1	18	1	6	0	
	100.0	16.3	58.1	14.0	4.7	2.3	41.9	2.3	14.0	0.0	

※上段は実数、下段はその割合

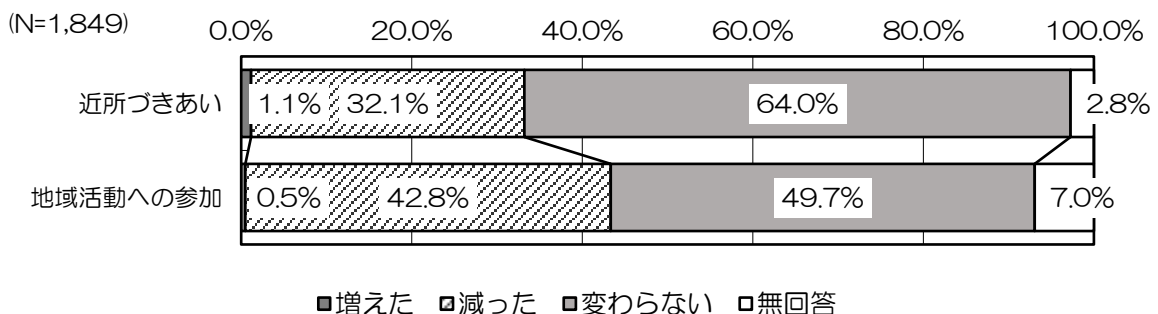
ポイント

「あなたは、外国人住民とのかかわりについて、どのようにお考えですか」という質問に対して、全体では「わからない」が最も多く 35.7%であり、次いで「日本人住民と外国人住民との交流の場をつくる」(23.5%)、「外国人住民に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」(20.9%)となっています。



ポイント

「ご近所とのつきあいや地域活動などについて、新型コロナウイルス感染症による影響はありましたか」という質問に対して、「減った」と回答した人は近所づきあいでは 32.1%、地域活動への参加では 42.8%となっています。



第2節 企業・事業所アンケート調査、団体アンケート調査

(1) 企業・事業所アンケート調査

平群町商工会にご協力いただき、会員の企業や事業所へ「平群町の地域福祉に関する企業・事業所アンケート調査」を行いました。質問項目は企業・事業所の業種や従業員数、育児・介護休業制度の有無や取得実績および町の地域福祉（地域や福祉全般）について等です。

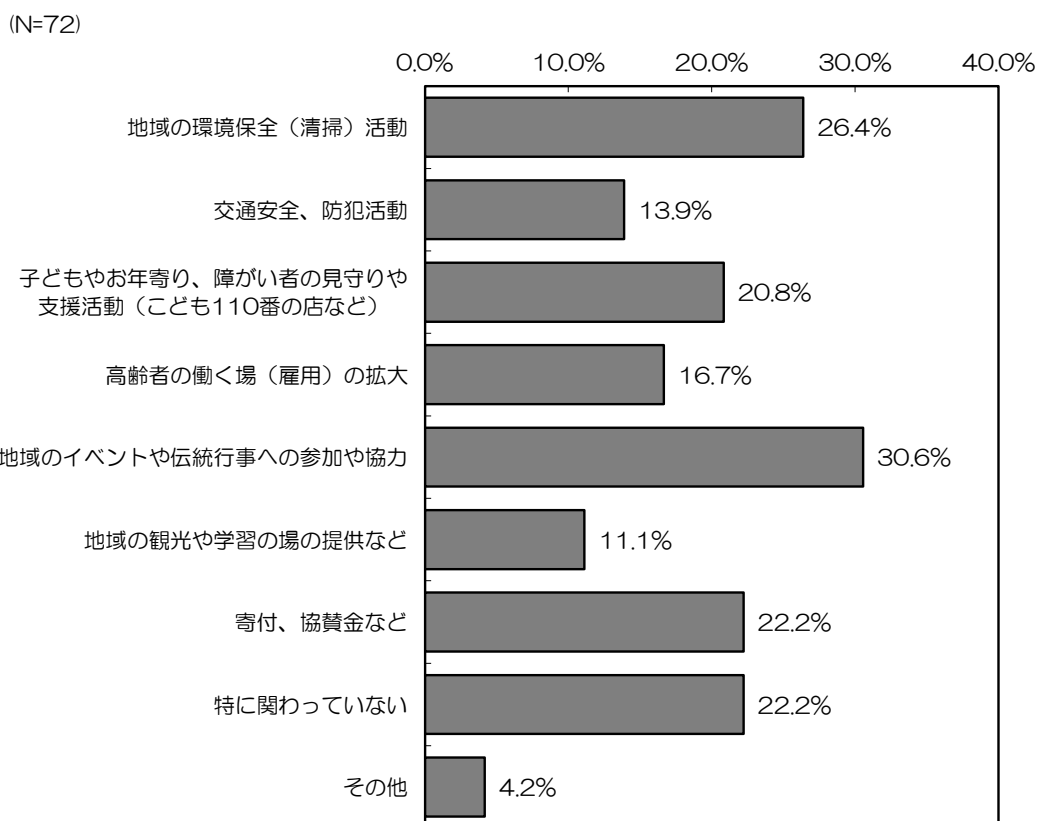
①調査概要

- ・調査対象：平群町商工会会員 203 事業所（町外事業所を除く）
- ・調査手法：郵送配布・郵送回収により実施
- ・調査期間：令和4年8月19日（金）～令和4年9月2日（金）
- ・回収状況：72件（回収率：35.5%）

②調査結果の抜粋

i. 取り組みたい社会貢献や地域活動について

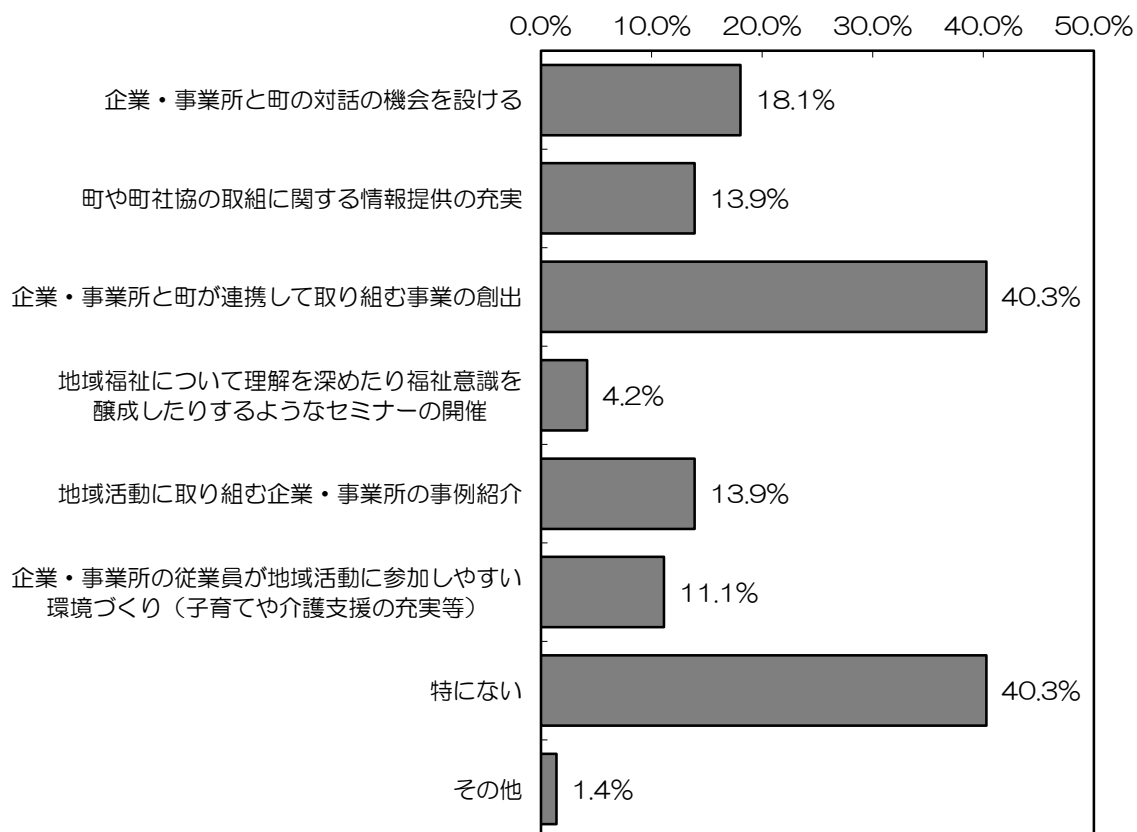
「地域のイベントや伝統行事への参加や協力」（30.6%）が最も多く、次いで「地域の環境保全（清掃）活動」（26.4%）、「寄付、協賛金など」（22.2%）と「特に関わっていない」（22.2%）となっています。



ii.町や町社協への要望

「特にない」(40.3%)を除くと「企業・事業所と町が連携して取り組む事業の創出」(40.3%)が最も多く、次いで「企業・事業所と町の対話の機会を設ける」(18.1%)、「町や町社協の取組に関する情報提供の充実」(13.9%)、「地域活動に取り組む企業・事業所の事例紹介」(13.9%)となっています。

(N=72)



iii.自由記述

<意見紹介（※原則として記述のまま掲載しています。）>

- 若い方、また、企業への住宅であったり、誘致等、もっと活性化できないのでしょうか。大阪に近い利便性が活かしきれていないのではないのでしょうか。もっとSNSを使いPRをしてはいかがか。IT企業誘致等どんどんやっていただきたい。
- 次の世代が参加したがる地域活動を模索して、勇気と気迫をもってやってほしいです。行動を起こせば良い。結果がどうあれ、まずはやることが大事に思います。批判を気にすると何もできないと思います。
- 周辺市町は積極的にイベントをしたり、地域を盛り上げる施策が活発だと思しますので、平群町も、もっと主体的に動いてもいいと思う。住民や企業がやろうとしているイベント等にも積極的にフォローしてほしい。
- 農産品の販売や観光業について、もっと全国展開の後押しをされたいと思う。信貴山朝護孫子寺には年間何万もの方が参拝や観光で来られます。各塔頭の宿坊をはじめ、旅館（三郷町になるが）もあり、宿泊者数もかなりの数となる。この方々へのPR等しない手はないと考える。
- 平群町はこのまま廃れていく雰囲気を感じております。町の活性化のために何かされているのでしょうか？されているとしてもこちらまで伝わってきません。インパクトが足りないだけ？バイパス沿いはある程度賑わっていますが、そこ以外の場所にも企業、会社、店舗を誘致し、雇用を増やすと共に、住みよい便利なまちづくりで居住者を増やしていただきたいです。とはいえ、努力はしてくれていると思います。頑張ってください。
- コロナ禍で遠くへ外出することが減りました。平群町の中で例えば図書館等で、毎週土曜日は町内外から食べ物屋さんが美味しいものを提供してくれるイベントや朝市等があれば、町内にいるだけで充実した日々が送れそうです。平群町には個人で物作りをされている作家さんが多いようです。そんな方たちと関わりをもって平群町民が楽しめるイベント等を考えていただけたら楽しいなあと思います。
- 今後ますます高齢者の方々やお一人様の世代が増え、ご近所の方々とのコミュニケーションがとりづらくなっていくと思われますので、企業（町内）はその専門分野において気軽に相談できる窓口を作っていたほうが良いと思う。
- 住民に対して、町の魅力を伝えられていない。「平群」ファンを増やす（地域ブランディング）。

(2) 団体アンケート調査

町内で活動する住民団体へ「平群町の地域福祉に関する団体アンケート調査」を行いました。質問項目は団体の活動内容や現状、町の地域福祉（地域や福祉全般）について等です。

①調査概要

- ・調査対象：町内で活動する住民団体 9団体（町外事業所を除く）
- ・調査手法：郵送配布・郵送回収により実施
- ・調査期間：令和4年8月19日（金）～令和4年9月2日（金）
- ・回収状況：6件

②調査結果の抜粋

i. 取り組みたい社会貢献や地域活動について

- 地域のネットワークづくりに関する団体
 - ・小地域ネットワーク連絡協議会が未設置の地域への設立協力等
- 子ども・子育てに関する団体
 - ・子どもたちがのびのびと遊び、自主性が育まれるための取組
- 高齢者に関する団体
 - ・高齢者相互支援事業（5つのチーム事業）の実践と普及
5つのチーム・・・見守り活動チーム（声掛け、安否確認等）、集いづくりチーム（おしゃべり食堂の運営）、家事支援チーム（ゴミ出し、片付け、清掃等）、移動支援チーム（デマンドタクシーの改善と推進）、避難支援チーム（災害発生時の要避難者を特定しておく）
- ボランティア活動に関する団体
 - ・竜田川クリーンキャンペーンやふるさとへぐりクリーンアップ作戦等の環境整備
 - ・大空の家まつり（NPO*）への協力
 - ・時代祭り、文化祭（マルシェ）等の町事業等を積極的に盛り上げてきました。これからも引き続き貢献したいと考えます。
- 自治会に関する団体
 - ・町内各自治会との連絡調整を図る

ii. 町、町社協への要望

- 地域のネットワークづくりに関する団体
 - ・周知等
- 子ども・子育てに関する団体
 - ・小地域ネットワークを広げる努力に対して頭が下がります。しかし、自治会に対する巻き込み方が伝わってこない。
 - ・会議、アンケート、見学による結果が冊子にまとめられますが、改善され良くなっている内容についても町民に伝わりにくいのは残念に思います。

●ボランティア活動に関する団体

- 要望書を提出していますが、道具および備品等を各家庭に保管している状況です。団体によっては保管場所を確保されている所もありますので、ぜひ考えていただきたいと思います。
- 町全体の活気づくりのためにも、役職の人も職員と一緒に、がんばりたいです。

●自治会に関する団体

- 行政や社協では本会について、情報伝達や地域生活における重要な担い手と認識されていると思います。今後も十分な連携を願います。

第3節 調査からの課題のまとめ

(1) 子どもたちの健やかな成長と教育のための環境整備

本町では、子どもの貧困対策として、世帯構成や経済状況にかかわらず、すべての子どもが孤立せず困難に陥ることなくすこやかに自由に生きられるよう、子どもの成長や発達への支援を行っています。第1次計画においても「子どもがすこやかに自由に生きられるまち」や「子育て世代が安心して子どもを産み育てられるまち」の実現を基本目標に据えて取り組んできましたが、引き続き地域全体で子ども・子育て支援に取り組む意識を醸成していくことが大切です。若年層を中心に子どもの居場所づくりや学習支援に関わりたいという意向を持つ住民も多く、若い世代が地域の子どもたちの居場所づくりや学習支援に参画できる機会づくりが求められています。

(2) 若者と地域をつなぐ仕組みづくり

地域福祉の推進には、日頃から住民同士が顔の見える関係を築くことが大切です。アンケート調査の結果をみると、何か困ったときには助け合える親しいご近所づきあいをされている住民が多いものの、若年層では「ほとんど顔も知らない」という人も一定数を占めています。また、自治会は普段から地域の助けあい・支えあいにおいて重要な役割を果たしていますが、若年層では自治会に参加していない人が多数を占めるなど、地域との関わりが薄くなっています。

若い世代のニーズを把握し、積極的に参加できる地域活動やボランティア活動をはじめ、活躍できる場や機会づくりを通して、若者と地域とのつながりづくりを促進していくことが重要です。また、働く場づくりや町のにぎわいの創出、公共交通の利便性の向上等により、若い世代に魅力のあるまちづくりを実現し、これからの地域福祉の担い手として本町への定着を図っていく必要があります。

(3) 平群町で子育てをしたいと思えるまちづくり

アンケート調査の結果をみると、居住年数が短い住民から子育て環境の充実を望む声が多くなっています。また、地域活性化や若者に魅力あるまちづくりとして子育て支援の充実に対するニーズが多くみられました。このような結果から、子育て世代や若い世代からは、これからの居住地として安心して子どもを産み育てられる環境が整っていることが重視されていると言えます。アンケート調査の結果を踏まえ、策定委員会においても子育て支援に関する情報発信の充実を図り、町内外の子育て世代に向けて町の魅力を伝えていく重要性が指摘されています。

地域全体で子育て支援に取り組む意識を醸成するとともに、子育て支援を通して地域の福祉力を高めしていくことや、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを推進していくことが重要です。

(4) 災害・緊急時の避難・協力体制の強化

少子高齢化の進行や障がい者の方への災害・緊急時の避難・協力体制の強化が重要な課題となっています。アンケート調査では、「同居家族や近所の人等の手助けがあれば避難できる」という80歳代以上の高齢者が3割以上を占めています。また、災害時、安否確認等の声かけや避難所での手伝いをしようと思う人が56.4%と過半数を占めており、自主防災組織*の活性化についても5割近くの人が必要性を感じていることから、地域の防災力を高め、災害・緊急時の協力体制を強化していくことが重要です。一方で、若年層や居住年数の短い住民では災害時・緊急時の協力意向を持つ人が少ない傾向もみられることから、困った時に地域で助けあえる関係づくりを支援していく必要があります。

(5) 安全に安心して移動できる手段や道路の整備

アンケート調査では、坂道が多いことによる移動の大変さを指摘するご意見が多くみられました。一方、高齢者や認知症の方とのかかわりについて「坂道など移動するときに困っていたら、手助けしたい」という意向を持つ人が5割以上を占めており、60歳代や70歳代でも高齢者の移動を手助けしたいという意向のある人が半数を超えています。誰もが気軽に移動できる移動手段の確保は、地域からの孤立や閉じこもりを防ぎ、積極的に地域活動に参加するためにも不可欠です。また、アンケート調査では、道幅が狭い道路があることや歩道に草が生えていて歩きづらいこと等、移動の際の安全性への不安等も指摘されており、道路の安全確保が重要です。誰もが地域参加や外出を楽しみ、安心して生活を送ることができるよう、利用しやすい移動手段や安全性の高い道路環境を確保していく必要があります。

(6) 外国籍の住民との交流や支援体制の充実

本町には、外国籍の住民が100名程度（令和3年は140名）暮らしていますが、アンケート調査では外国籍の住民とのかかわりについて前回調査と同様に「わからない」が最も多くなっています。外国籍の住民もかけがえのない地域の一員ですが、災害等の非常時や悩みや困りごとがある時に必要な情報を十分に得られず支援が遅れたり、地域との関係をうまく築けず孤立したりしてしまうおそれがあります。国籍や文化の違いを超えて互いに助けあい、支えあうまちづくりを推進していく必要があります。

(7) 新しい生活様式のもとでの地域福祉の推進

第1次計画期間中の令和2年頃から、コロナ禍により、日常生活のさまざまな場面において活動の自粛や行動の制限が起きました。アンケート調査では、このような状況の中で近所づきあいが減ったと回答した人は約3割、地域福祉活動への参加が減ったと回答した人は約4割となっています。令和4年現在、さまざまな活動が再開され、再び人や地域の交流を取り戻しつつある中、ICT*を活用したオンラインの取組もさまざまな場面で浸透しつつあります。第1次計画の推進を通して築いてきた地域福祉の基盤を引き継ぎながら、コロナ禍で縮小した近所づきあいや地域福祉活動を盛り上げていくことが重要です。

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念と基本目標

(1) 5つの基本理念と将来像

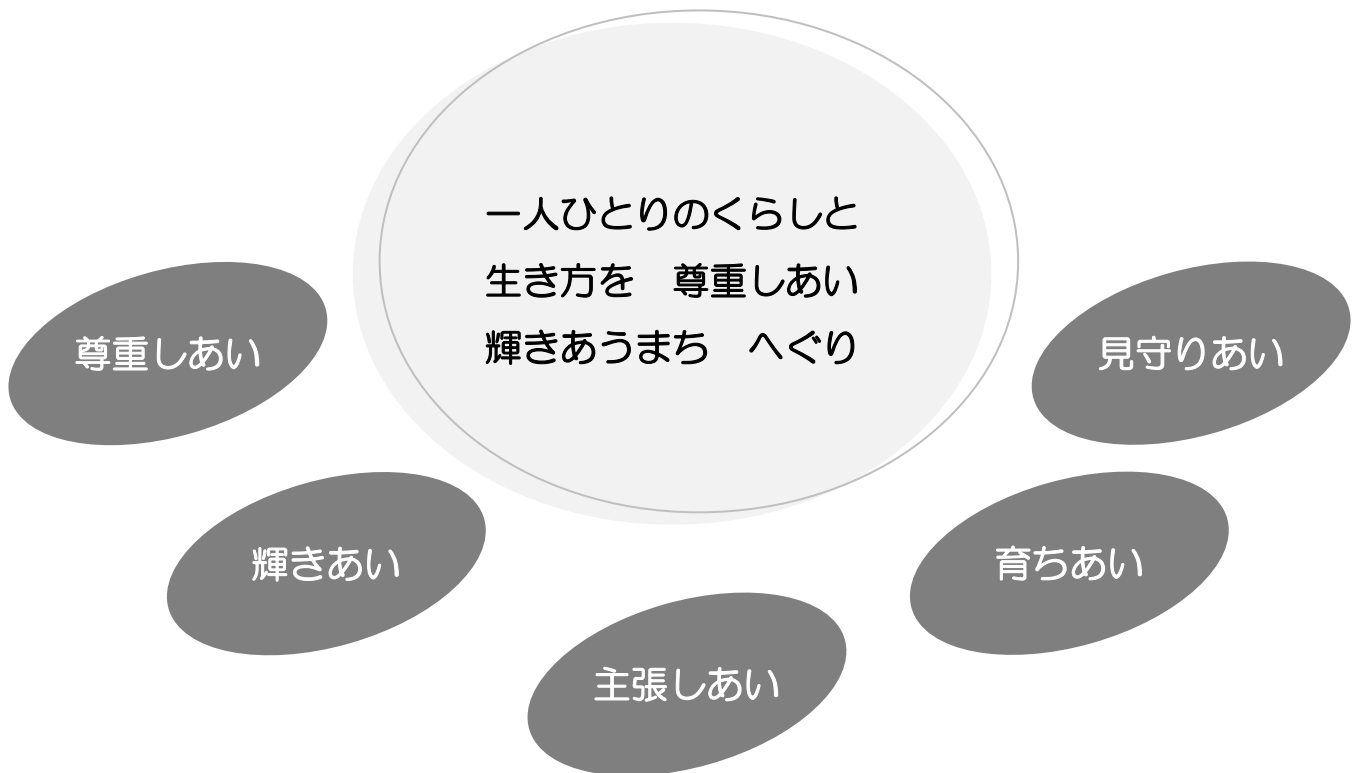
地域には、子ども、若者、子育て世代、高齢者、障がいのある人、生活困窮者等、また、若い世代でもさまざまな理由により、支援が必要な人々がたくさん暮らしています。

わたしたちは、互いの人権を尊重するとともに多様性*を認め合い、支えあってこそ、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができます。

誰もが参画できる地域共生社会*、そして誰一人取り残さないあたたかな社会の実現に向けて、本町で暮らすすべての世代の住民やさまざまな生活課題を持つ住民が、互いに尊重しあい、輝きあい、主張しあい、育ちあい、見守りあう包括的な地域福祉の仕組みをつくることが求められています。

このような視点から次の5つの基本理念（考え方）と地域福祉のまちの将来像を掲げます。

<5つの基本理念と将来像>



(2) 6つの基本目標

I 子どもがすこやかに自由に生きられるまち

子どもの貧困や不登校、発達障がい、虐待、ヤングケアラー等の問題が大きく取り上げられています。子どもの「生きる力」を支え育むため、家庭・地域との連携をはじめとして、町、教育関係者、ボランティア等との連携を図りながら、連続性のある支援により子どもが自ら考え行動し、すこやかに自由に生きられるまちをめざします。

II 若い世代がいきいきと暮らせるまち

若い世代が、地元で愛着と誇りを持ち、本町で生きがいのある人生を送ることができるよう、住民同士のネットワークづくりや余暇活動の場づくり、地域活動への関心が高まる機会づくりを応援し、すべての若者がいきいきと暮らせるまちをめざします。

III 子育て世代が安心して子どもを産み育てられるまち

ひとり親世帯や共働き世帯等の世帯構成にかかわらず、すべての子どもやその家族が必要な支援を受けながら地域で安心して生活できるよう、切れ目のない相談支援体制を構築します。また、待機児童の解消や病児・病後児保育や一時預かり等、多様なニーズに応じた保育サービスを提供することにより、地域で安心して子どもを産み育てられるまちをめざします。

IV 生活困窮や孤立等、さまざまな問題を解決できるまち

租税・保険料の滞納等の制度からの情報では把握しきれない生活困窮者を、適切な支援につなげられるよう、町や町社協、企業・事業所、そして住民が連携し見守り活動等に取り組みます。また、誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、災害時の支援体制や移動支援体制を確立し、さまざまな問題を解決できるまちをめざします。

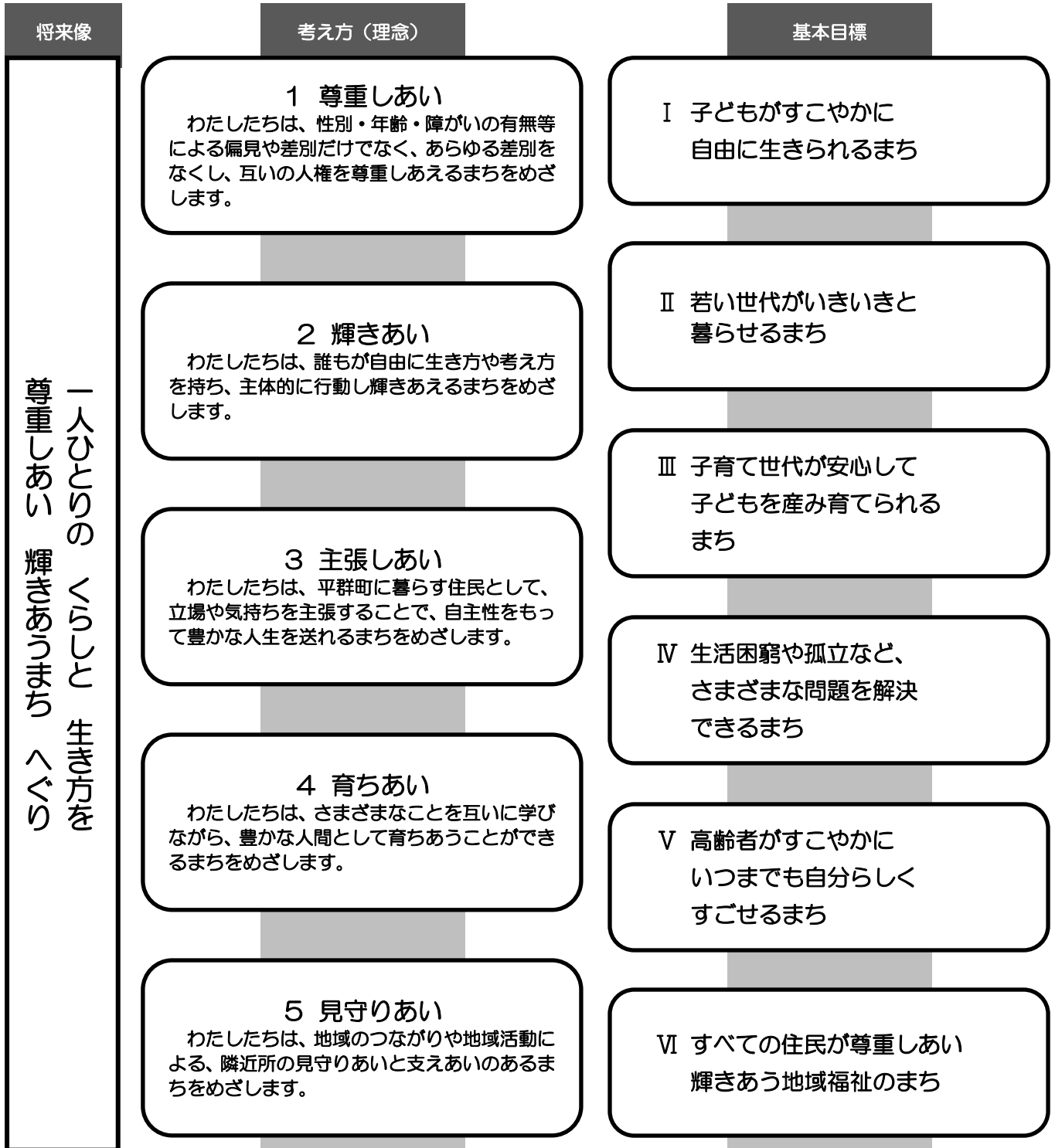
V 高齢者がすこやかにいつまでも自分らしくすごせるまち

本町の高齢化率は上昇しているものの、要介護等認定率の伸びは横ばいとなっています。今後も健康な高齢者（健康長寿者）の増加に努め、健康寿命をのばし、社会とかわりながら地域で生きがいを持って生活できるよう、すこやかにいつまでも自分らしくすごせるまちをめざします。


VI すべての住民が尊重しあい輝きあう地域福祉のまち


これからのまちづくりには、多様な住民が互いに尊重しあい支えあいながら、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して自立した生活を送り続けられるような制度と環境をつくり、かつそれを持続、発展させていくことが求められています。すべての住民が本町でいきいきと輝くことができるよう、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）で協働することにより、さまざまな生活課題を「我が事」として解決することができる地域福祉のまちをめざします。


第2節 地域福祉計画および地域福祉活動計画の体系





基本施策


- 
- I-① 子どもの心身の健全な発達を支援する取組を進めましょう
 - I-② 子どもが困難に陥らないための支援を進めましょう
 - I-③ 子どもの声を聞きましょう

- 
- II-① 地域交通や日常の生活の利便性を高めましょう
 - II-② 地域での若者の活躍の場づくりを応援しましょう
 - II-③ 若者へ町の魅力を伝えましょう

- 
- III-① 子育て環境のさらなる整備を進めましょう
 - III-② ひとり親世帯の子育て支援を進めましょう
 - III-③ 地域で子育て世帯を支援しましょう

- 
- IV-① 生活困窮や孤立する住民の把握に努めましょう
 - IV-② さまざまな生活課題を抱える人の自立支援を進めましょう
 - IV-③ 災害時の要支援者への支援体制を確立しましょう

- 
- V-① 健康づくり活動に取り組みましょう
 - V-② 健康長寿者の活躍の場づくりを応援しましょう
 - V-③ 移動・外出支援策などに取り組みましょう

- 
- VI-① 誰もが互いに尊重しあい輝きあいましょう
 - VI-② 住民の住民による住民のためのまちづくりを進めましょう
 - VI-③ 住民が主体の地域福祉コミュニティを築きましょう

第4章 基本目標と基本施策の展開

※本章では、【まちの地域福祉推進の取組】において、各取組項目の最後の〔 〕内に計画の略称を記載することにより、地域福祉計画と整合を図る本町の保健福祉関連計画およびその他生活関連計画を記しています。各計画の略称と計画名は以下の通りです。

略称	計画名
地域	地域福祉計画および地域福祉活動計画において取り組む項目
総	第6次平群町総合計画
未	子どもの未来応援計画
子	子ども・子育て支援事業計画
共	第2次男女共同参画プラン
高	第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画
障	第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
健	健康へぐり21計画
食	第2次食育推進計画
防	地域防災計画

〈記載例〉

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
1	子どもの生きる、 学ぶ力を育む 〔未〕	家庭や地域と連携し、子どもの心身の健全な発達を支援します。	○	◎ (福祉こども課)	○	
		就学期の基礎的、基本的な知識をしっかりと学べる環境を整えます。	○	◎ (福祉こども課)	○	
		地域での居場所づくりや学習支援を通じて、世代を超えた交流機会の促進に努めます。	◎	○ (福祉こども課)	○	○

【未】は「子どもの未来応援計画」を表しています。

基本目標 I

子どもがすこやかに自由に生きられるまち

I-① 子どもの心身の健全な発達を支援する取組を進めましょう

● 現状と課題

- 支援が必要な子育て世帯に対し、適切な相談支援、必要な福祉サービスを提供しています。現在、子育て支援センター*の主な利用者は3歳児未満の乳幼児が中心となっており、センターの環境や取組内容も乳幼児の親子向けに変更しています。3歳児未満の乳幼児が繰り返しセンターを利用するケースも増えており、今後もリピーターを増やす取組を検討し実施していくことが求められています。[福祉こども課]
- 学校へ行きづらい児童生徒に対し、小・中学校の職員による家庭への電話や訪問を中心に、保護者との話を交えながら状況の把握を行なっています。また、放課後の登校や、教室に代わって保健室で過ごせるようにするなど、個々に対応を行なっています。さらに、学習支援として学校への学習指導員の配置や、子育て支援センターや廃校小学校を利用した町施設に学校教員OBを相談員として配置するなどしています。今後も、ICTを活用した学習環境を整備するなど、学校へ行きづらい児童生徒の学習支援の充実が必要です。[教育委員会]
- 母子手帳発行時に妊婦の状況を丁寧に聞き取り、必要な方にはファミリークラスや専門職につなぎ支援を行っています。ファミリークラスでは、管理栄養士が妊娠中の食事についても説明を行い、ファミリークラスが実施できないときは、食事摂取頻度調査を行い、個別に栄養相談に応じています。引き続き、妊婦への丁寧な聞き取りにより、妊娠期からの食育を推進していくことが重要です。[健康保険課]
- 「食育推進計画」に基づき、「朝ごはん」「食事のあいさつ」「野菜を食べる」を重要課題として、各関係機関が連携して食育に取り組んでいます。集いの場での子どもの食事の実演や個別相談に応じたり、就園児には生きた教材である給食を用いて栄養バランスについて学んだり、食への感謝の気持ち、食事マナー等を身につけることができます。コロナ禍により、調理実習等の一部内容に制限があり、体験を通じた食育が困難な状況が生じており、新しい生活様式を踏まえて体験型の食育のあり方を検討し実施していく必要があります。[健康保険課]
- 小・中学校での福祉教育について、校長会・教頭会・教育委員会と協議の場を持ち、希望校で講座を実施しています。「障がい者理解・支援」の内容については、当事者・支援者からの協力を得て継続的に実施しています。今後も各小・中学校、教育委員会等との協議を重ね、学校教育現場で求められる福祉教育への参画・協働体制を深めていく必要があります。[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての子どもに対して、質の高い教育・保育を推進します。 ○ すべての乳幼児期、就学前の子どもに対して、体力づくり・食育を推進します。 ○ 「子ども・子育て支援事業計画」「子どもの未来応援計画」を推進します。
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での子育て支援に関わる活動者に対して支援を行います。 ○ 各小・中学校において、福祉教育やボランティア活動の支援を行います。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で子育て世帯を支える意識を持つなど、子育て環境の形成に努めましょう。 ○ 子どもに対する見守り活動等、子どもの安全に注意を向けることに努めましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
1	子どもの生きる、学ぶ力を育む[未]	家庭や地域と連携し、子どもの心身の健全な発達を支援します。	○	◎ (福祉こども課)	○	
		就学期の基礎的、基本的な知識をしっかりと学べる環境を整えます。	○	◎ (福祉こども課)	○	
		地域での居場所づくりや学習支援を通じて、世代を超えた交流機会の促進に努めます。	◎	○ (福祉こども課)	○	○
2	子どもの生活を支える家庭環境の支援[未・子]	支援が必要な子育て世帯に対し、適切な相談支援、必要な福祉サービスの提供を進めます。	○	◎ (福祉こども課)	○	
3	不登校児対策の居場所の拡充[未]	子育て支援センターで実施している不登校児が安心して過ごし、学ぶことができる居場所の拡充を進めます。	○	◎ (教育委員会)	○	
4	妊娠期からの食育の推進[食]	生まれた後の子どもが健康に生活するために、栄養相談等を通して、食育の指導を徹底します。	○	◎ (健康保険課)	○	
5	発達段階に応じた食育の推進[食]	食育推進計画に基づき、食事に関心を持ち、正しい食生活を推進するため、指導、啓発を行っていきます。	○	◎ (健康保険課)	○	

● 町社協の取組

取組項目	取組内容
学校ボランティア協力校事業	各小・中学校においての福祉教育やボランティア活動への理解や活動の促進のため、情報の共有や講座の企画・開催、児童・生徒との福祉活動の協働等を行います。



I-② 子どもが困難に陥らないための支援を進めましょう

● 現状と課題

- 経済的困難を抱える子育て世帯への児童手当*、児童扶養手当*、特別児童扶養手当*等の経済的支援制度の啓発を行っています。[福祉こども課]
- 妊娠届出時に各世帯の状況把握を行っています。生活が困難な状況にある世帯に対しては、町社協のコーディネーターと連携し、支援しています。支援が必要な方の背景にある状況を理解し、寄り合いながら支援をしていく必要があります。[健康保険課]
- 乳幼児健診後の育児サークルや療育教室、発達相談を通じて、発達に課題のある乳幼児の子育てに関するフォローを行っています。就園後も、こども園と連携し継続的な支援に取り組んでいます。子どもの発達を促す取組を継続的に推進していくとともに早期相談や早期療育体制を整えていく必要があります。[健康保険課]
- 療育教室は、指導員や支援者、保健師（健康保険課）等の協力のもと、発達に課題のある子どもやその保護者等が「安心して集える場」としての役割を担っています。コロナ禍により教室の休止や人数制限を行いながらも、出来る限り教室を開催しており、今後も支援の充実に取り組んでいく必要があります。[町社協]
- 子どもを中心とした居場所づくり（地域食堂・こども食堂）の組織化の支援に取り組んでいます。子どもが地域で孤立しないよう交流の場をつくっていくため、住民や事業者等との連携や、行政・福祉関係機関等との協働体制を築いていく必要があります。[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none">○ 生活困難な状況にある、子育て世帯への支援に努めます。○ 発達支援システムによる、発達に課題のある子どもへの支援を推進します（56 ページ参照）。○ すべての子どものすこやかな成長を、地域全体で応援、支援する体制づくりを進めます。
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none">○ 地域で子どもの日頃の見守り活動を、住民と協力して推進します。○ 発達に課題のある子どもとその家族を支援します。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none">○ 地域で子どもの見守り活動に努めましょう。○ 子どもの居場所づくりに参加しましょう。○ 里親制度等の理解に努め、協力しましょう。

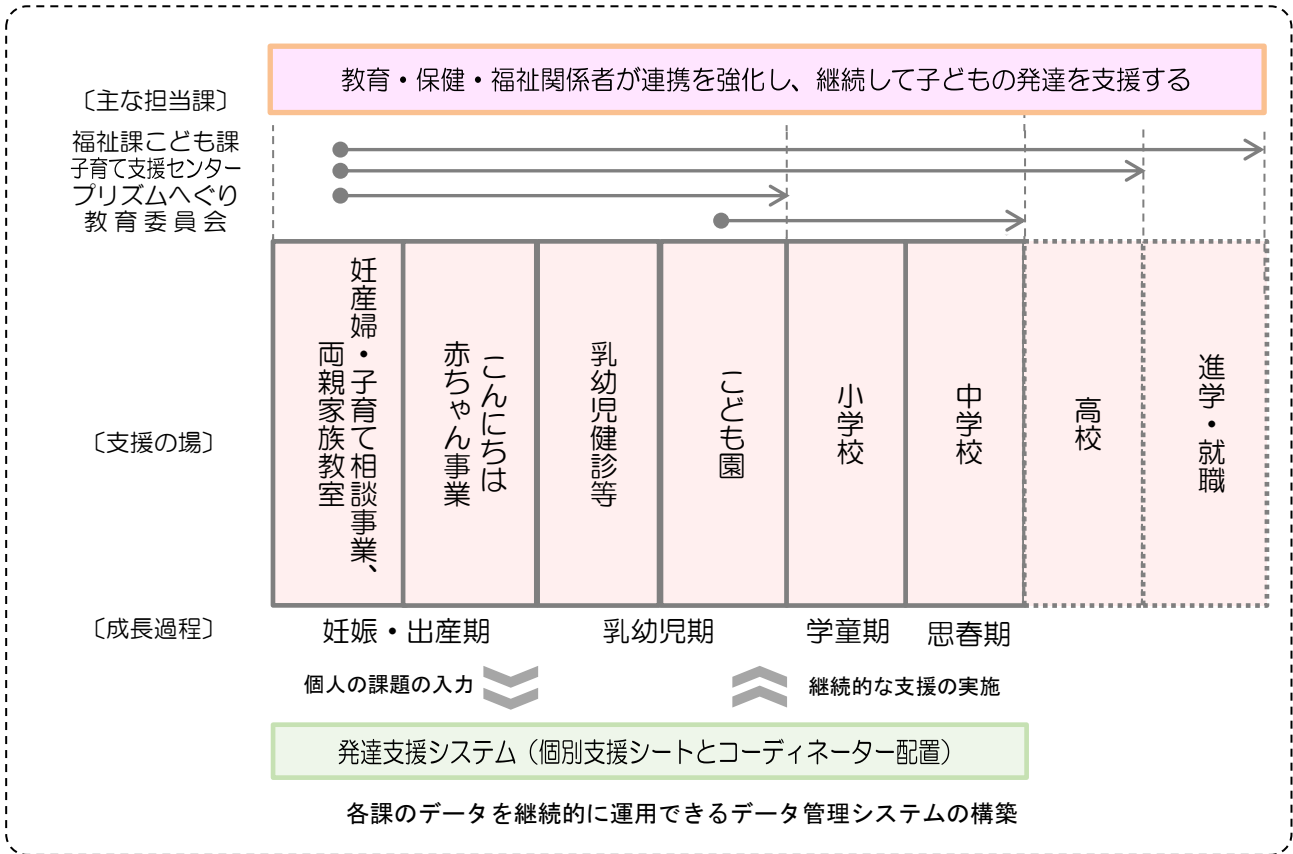
● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
6	子どもの日頃の生活行動の見守り [地域]	家庭、学校、地域において、子どもの生活行動について注意し、さまざまな困難の兆候を発見し、町や専門機関に通報します。	◎	○ (福祉こども課)	○	
7	生活困難な状況にある子育て世帯への支援 [未]	生活保護世帯の子どもやひとり親世帯の子ども等、支援を要する緊急度の高い子どもに対して施策を講じるよう配慮します。		◎ (健康保険課)	○	
8	経済的支援制度の啓発 [未]	経済的困難を抱える子育て世帯への児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の経済的支援制度の啓発に努めます。		◎ (福祉こども課)	○	
9	発達に課題のある子どもへの支援 [未・子]	発達に課題のある乳幼児に対する早期相談・早期療育のため、プリズムへぐりを中心に支援を行います。	○	◎ (健康保険課)	○	
10	里親制度の普及 [未]	さまざまな理由により親元で暮らせない子どもを家庭に迎え入れ、育てる里親制度を広く啓発し活用します。	◎	◎ (健康保険課)		

● 町社協の取組

取組項目	取組内容
療育教室の開催	療育教室を開催し、発達に課題のある子どもとその家族を支援します。
地域食堂・子ども食堂の開催	子どもが地域で孤立しないよう交流の場を共に考え、誰もが集える居場所づくりを住民と共に推進します。

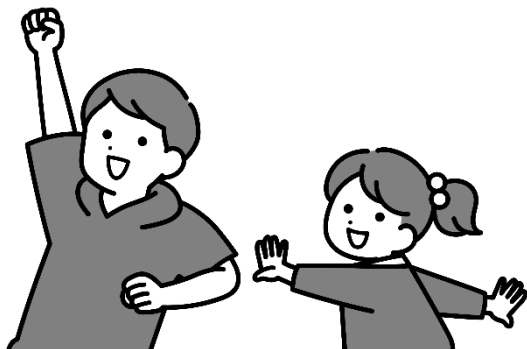
図 発達支援システムのイメージ



◆発達支援システム◆

妊娠期から子育て期にかけて、子どもの育ちを取りまく教育・保健・福祉の関係者が連携し、一貫した支援体制を構築するものです。

関係者が連携することにより、子どもや保護者の負担や不安の軽減に努め、切れ目のない支援を行います。また、支援体制や支援内容における課題を発見し、政策提言につなげます。



I-③ 子どもの声を聞きましょう

● 現状と課題

- 子ども達の目線、感覚、言葉で自らの学校、地域を創っていくことを目的として、小・中学校の児童生徒が各年度のテーマに基づき「平群こどもサミット」を開催しており、子どもたちの自主性や自発性が大いに発揮されるとともに、各校の若手教員や保護者も参加し連携を深め交流する機会となっています。子どもたちの連携教育の実践の場、若手教員の交流、研修の場として、取組を継続していくことが重要です。[教育委員会]
- 子ども会はコロナ禍により行事の中止や規模の縮小はありましたが、順調に運営することができしており、今後も会の継続と活動の充実に向けて支援していく必要があります。[教育委員会]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもがまちづくりに参加できるよう、子どもの声を聞く機会を設けます。 ○ 子ども声を、まちづくりに反映するよう努めます。
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動の場において、子どもの意見や考えを聞く機会づくりに努めます。 ○ 地域活動において、子どもが参加しやすい活動内容を検討します。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの人権に配慮しましょう。 ○ 子どもの考えや意見に、耳を傾けましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
11	子どもサミット [教育委員会]	小・中学生が他校生との意見交換を通じ、お互いの意見を聞き、尊重し、応援しあう機会をつくれます。	○	◎ (教育委員会)		
12	子どもサロン等の 地域活動 [地域]	子ども会等とともに、子どもが主体となって企画・運営する地域活動を応援します。	◎	○ (福祉こども課)	○	○

基本目標 II

若い世代がいきいきと暮らせるまち

II-① 地域交通や日常の生活の利便性を高めましょう

● 現状と課題

- 住民アンケート調査では、デマンド型乗合タクシー*（以下、デマンドタクシー）や電車等、公共交通機関の利便性の向上に対する意見や、平群駅周辺のにぎわいの創出や、飲食店の充実等、日常生活の中の楽しみや憩いにつながる環境づくりに対する意見が多く寄せられました。さらに、従来からのニーズとして、若い世代にとって魅力あるまちづくりにつなげていくため、終電時間以降の移動手段を検討するとともに、若い世代が集い、滞在できるよう飲食店等の商業施設の整備が求められています。
- 住民と共に、町の地域交通についてのあり方の検討を進めるとともに、公共交通事業者との連携や協力を進めていく必要があります。[総務防災課]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none">○ 鉄道、バス、タクシー事業者との連携を強化し、情報発信等により利用促進を図ります。○ 近鉄電車への運行についての要望、申し入れを継続的に行います。○ 駅周辺の、利便性を高める環境整備を進めます。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none">○ 通勤、通学、余暇において公共交通の利用に努めましょう。○ 利用者として困っていることや、改善策等の意見やアイデアを町へ伝えましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
13	公共交通のあり方について検討 [総]	住民と共に、町の地域交通についてのあり方の検討を進めます。	○	◎ (総務防災課)		○
14	公共交通事業者との連携と協力 [総]	公共交通事業者との連携や、協力関係を進めます。	○	◎ (総務防災課)		○

Ⅱ-② 地域での若者の活躍の場づくりを応援しましょう

● 現状と課題

- 若い世代や大学生等からの協力を得ながら、こども食堂の運営支援を行っています。今後は、若い世代に各種事業や活動に参画・協力してもらうことが若者の居場所としても機能するよう、参画・協力機会を設けていく必要があります。そのために、町社協のさまざまな取組について、若い世代に向けて情報発信の工夫・充実を図っていくことが重要です。[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービスを支える若い世代の人材の育成・確保に努めます。 ○ 各種委員会、審議会への若い世代の参加・参画を促進します。 ○ 公共施設等の有効活用を検討します。
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てや福祉サービス等のボランティア活動への、若い世代の参加促進に努めます。 ○ 共催する地域の行事やイベントの運営において、若い世代の参画を推進します。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動において、若い世代の参加・参画の機会づくりを進めましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
15	各種委員会、審議会への若い世代の登用 [地域]	各種委員会、審議会等への若い世代の登用を進めます。	○	◎ 福祉こども課	○	
16	地域住民組織役員等への若い世代の登用の啓発 [地域]	自治会や消防団等の役員について若い世代の登用促進を啓発します。	○	◎ 福祉こども課	○	
17	若い世代が参加しやすい委員会等の運営 [地域]	これまでの運営方法や時間等を見直し、若い世代が参加しやすい条件等に配慮します。	◎	○ 福祉こども課	○	
18	地域活動推進のリーダー育成 [地域]	地域活動の推進等において、若い世代の取組を支援します。	◎	○ 福祉こども課	○	○

● 町社協の取組

取組項目	取組内容
若者世代の地域活動への参画促進	若い世代に各種事業や活動に参画・協力してもらえよう、町社協のさまざまな取組について、若い世代に向けて情報発信の工夫・充実を図ります。



Ⅱ-③ 若者へ町の魅力を伝えましょう

● 現状と課題

- 若い世代の中では、町の地域福祉のことを知らない人が多いのが現状です。今後、インターネットやSNSを活用して、より町の地域福祉について知ってもらい、若い世代の定住促進を図っていく必要があります。[福祉こども課]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット等のICTを活用した、若者への町の魅力のPRに努めます。 ○ 若者の定住促進に向けて、子育てや福祉サービスの充実とPRに努めます。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動に参加して町の魅力を見つけましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
19	ホームページの充実 [地域]	地域福祉情報をはじめとする町の情報が、必要な時にいつでも利用できるよう、内容の更新や充実に努めます。		◎ (福祉こども課)	◎	
20	SNSを活用した地域福祉の情報発信システムの構築 [地域]	SNSを活用した情報発信システムの構築により、住民の多様なニーズに即した行政情報の周知徹底を図るため、SNSシステムの導入を検討します。	◎	◎ (福祉こども課)	○	○

基本目標 Ⅲ

子育て世代が安心して子どもを産み育てられるまち

Ⅲ-① 子育て環境のさらなる整備を進めましょう

● 現状と課題

- 子育ての不安感や負担感を軽減し、家族を持つことや子どもを生み育てることに夢と希望が持てる環境の整備に取り組んでいます。乳幼児や就学後の相談件数は年々増加傾向にあり、専門性が必要な相談は、栄養士・保健師・教員・ソーシャルワーカー*等につなぎ解決を図っています。今後も保護者や子どもの身近な相談場所として、相談体制の充実が必要です。[福祉こども課]
- 本町では、平成30年に「子育て世代包括支援センター」、令和4年に「子ども家庭総合支援拠点」を開設しました。母子保健コーディネーターや保健師を配置し、妊婦健康管理シートや妊娠中から産後の支援計画を作成し、包括的・継続的な支援を行っています。今後は、ハイリスク妊婦に対して、定期的に状況を把握し必要な支援が行なえるよう、関係機関と連携を深めていく必要があります。[健康保険課]
- 療育教室は、指導員や支援者、保健師（健康保険課）等の協力のもと、発達に課題のある子どもやその保護者等が「安心して集える場」としての役割を担っています。コロナ禍により教室の休止や人数制限を行いつつも、出来る限り教室を開催しており、今後も支援の充実に取り組んでいく必要があります。[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	○ すべての子育て世帯に対する教育・保育、相談支援体制の構築と相談支援サービスの充実に努めます。
町社協 公助 共助	○ 地域で安心して子育てができるよう、住民活動を支援します。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
21	すべての子育て世帯を支援する仕組みづくり [子]	子育てに関する不安感や負担感を軽減し、家族を持つこと、子どもを生み育てることに夢と希望が持てる環境の整備に努めます。	○	◎ 福祉こども課	○	

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
22	子育て支援センター（の相談機能）の充実 [子]	乳幼児の子育て相談や就学後の教育相談も含めて、関係機関と連携を深めて相談機能の充実に努めます。	○	◎ 福祉こども課	○	
23	安心して妊娠、出産ができる体制の強化 [子]	安心して妊娠、出産ができるよう、妊娠届出書等によりすべての妊婦の状況を把握し、状況に応じた相談やハイリスク妊婦を中心とした個別訪問の充実に努めます。	○	◎ 健康保険課	○	
24	不妊・不育治療支援の充実 [子]	不妊に悩む夫婦の経済的・精神的な負担の軽減を図るため、不妊・不育治療支援の充実に努めます。	○	◎ 健康保険課		
25	妊娠期からの継続した育児支援の推進 [子]	子育て世代包括支援センター（子ども家庭総合支援拠点）による、妊娠期から子育て期におけるワンストップサービスの相談支援を充実し、虐待防止を含め、一貫した切れ目のない支援に努めます。	○	◎ 健康保険課	○	
26	特別な支援を必要とする子どもと保護者への支援 [障]	発達障がい等、特別な支援を必要とする子どもとその保護者に対し、切れ目のない支援に努めます。	○	◎ 福祉こども課	○	
27	発達障がいの疑いのある児童への療育教室の充実 [障]	発達の遅れが疑われる幼児と保護者に、療育や子育てのアドバイスを行い、子どもの発達を促し、持てる力を十分に発揮できるように支援に努めます。	○	◎ 福祉こども課	○	

● 町社協の取組

取組項目	取組内容
療育教室の開催	発達障がい等、発育に不安がある子どもや親が参加し、育児に対する不安や悩み等を気軽に語りあえる場づくりを進めます。

Ⅲ-② ひとり親世帯の子育て支援を進めましょう

● 現状と課題

- 子育て世帯に対し、健康保険課や町社協、民生委員等と連携しながら情報提供を行っています。支援を必要とする背景にある課題が複雑化・多様化しており、適切な情報提供を行えるよう、体制を整えていく必要があります。[福祉こども課]
- 妊娠届出時に各世帯の状況把握を行っています。生活が困難な状況にある世帯に対しては、町社協のコーディネーターと連携し、支援しています。支援が必要な方の背景にある状況を理解し、寄り合いながら支援をしていく必要があります。(再掲) [健康保険課]
- 各事業を通してひとり親家庭を含む生活困窮世帯への相談や生活支援等を行っています。継続的な支援を必要とする世帯が増えており、専門職の充実が必要となっています。[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親世帯の相談事業や経済支援等の充実に努めます。 ○ 関係機関と連携し、職業訓練や就労支援等の情報提供に努めます。
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援体制の充実に努めます。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯同士の交流を深めましょう。 ○ 小地域ネットワーク*活動等に積極的に参加しましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
28	ひとり親世帯への支援 [子]	ひとり親世帯の自立と生活の安定を支援するため、相談事業や経済支援等に引き続き取り組みます。	○	◎ (健康保険課)	○	
29	支援が必要な人の把握 [地域]	孤立や生活困窮等、支援が必要な人の情報把握の強化を図ります。	○	◎ (健康保険課)	○	
30	情報提供の充実 [子]	ひとり親世帯への自立支援に関する事業等を幅広く知ってもらえるように、より一層の情報提供に努めます。	○	◎ (福祉こども課)	○	

Ⅲ-③ 地域で子育て世帯を支援しましょう

● 現状と課題

- 「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識のもと、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進しています。[福祉こども課]
- 子育て支援センターは、民生主任児童委員、更生保護女性会、有償託児サポーター等、多くの地域ボランティアの協力で成り立っています。令和3年度からは、有償託児サポーターの協力を得て子育て支援センター内にて有償託児が実施され、必要とされる保護者から喜ばれる取組となっていることに加え、緊急時に備えて大きな安心材料ともなっています。多くの地域ボランティアの協力により、各種行事や有償託児を実施することができていますが、ボランティアの高齢化により、新たな人材確保が課題となっています。[子育て支援センター]

● 各主体の役割

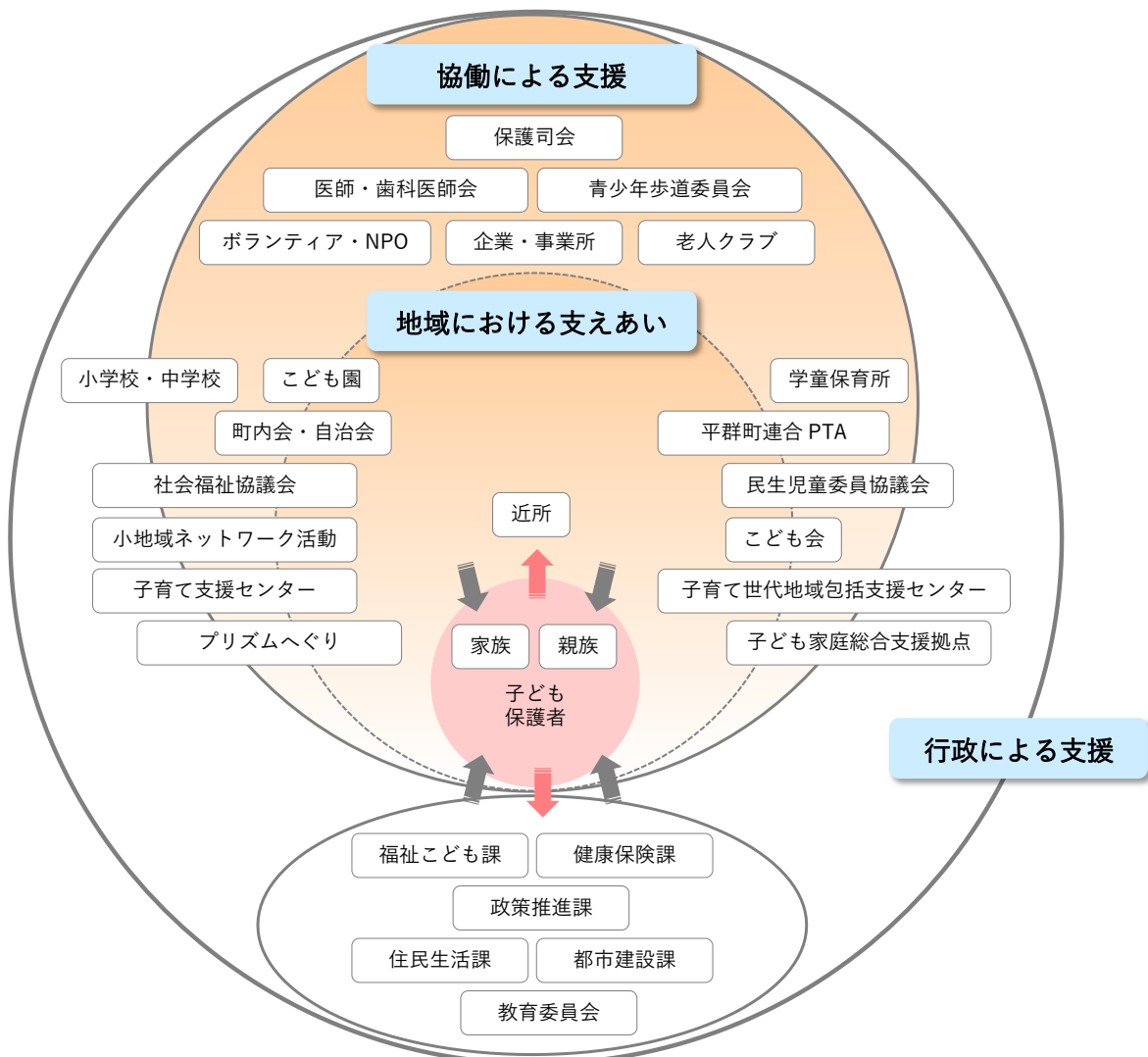
町 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に地域で子育て世帯を支える意識を持ってもらえるよう、子育て環境の形成に努めます。 ○ 子育て支援システムの取組を支援します（66 ページ参照）。
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての子どものすこやかな成長を支え応援する、地域体制整備に協力します。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの居場所づくりに参加したり、日頃から見守り活動等に協力しましょう。 ○ 子育て世帯への積極的な声かけに努めましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
31	住民による子育て支援システムの推進 [未]	子どもと保護者を中心に、地域における支えあい、協働による支援、町による支援が切れ目なく連携できる仕組みづくりを推進します。	◎	○ (福祉こども課)	○	○
32	住民による小地域ネットワーク活動等の場づくり [地域]	住民による小地域ネットワーク活動等を通じ、地域で世代を超えた交流の場づくりを進めます。	◎	○ (福祉こども課)	○	

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
33	子育て世帯同士の交流の場づくり [地域]	子育て世帯同士の交流の場づくりと、情報交換に努めます。	○	○ (福祉こども課)	◎	
34	子育て支援における住民参加の促進 [未]	「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識のもと、地域で子育て支援にかかわっていく環境づくりを推進します。	◎	○ (福祉こども課)	○	

図 平群町版子育て支援システムのイメージ



◆子育て支援システム◆

まちのすべての子どもの育ちを、地域の活力・創意工夫、行動により支援するための、まち全体の仕組みです。

基本目標 IV

生活困窮や孤立など、さまざまな問題を解決できるまち

IV-① 生活困窮や孤立する住民の把握に努めましょう

● 現状と課題

- 地域の見守り活動や、民生委員・児童委員、町社協等の連携により、自ら助けを求められない生活困窮者の把握を行っています。[福祉こども課]
- 平成 30 年度より平群町安心見守り事業による地域支え合い推進員*による見守り活動を実施しています。全自治会での地域支え合い推進員の配置を目指すとともに、安心見守り事業利用者の増加が課題となっています。[福祉こども課]
- コロナ禍により、緊急小口資金等特例貸付への対応や、新たに顕在化した孤独・孤立等の地域生活課題を抱えた世帯への対応や、町社協の独自事業として食材や日用品・文房具等の提供等を行い、資金の貸付だけでなく、その人の生活に寄り添いながら支援を行っています。今後も支援を行った人の生活課題を継続的に把握し支援していくことが重要ですが、町や関係機関と連携し包括的な支援体制を整えていく必要があります。[町社協]
- 緊急小口資金等特例貸付を通して、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターと連携し就労支援や生活支援等に取り組んでいます。また、対象者が限定されるフードレスキュー（緊急食糧支援）では支援できない世帯には、住民やNPO法人等と連携し食材や日用品等の提供を行うなど、町社協独自の事業を創出し、幅広い世帯に対する支援を行っています。今後も支援を行った人の生活課題を継続的に把握し支援していくことが重要ですが、町や関係機関と連携し包括的な支援体制を整えていく必要があります。[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none">○ 相談窓口の周知徹底に努めます。○ 生活困窮者、またはそのおそれのある人の把握に努めます。○ 住民や民生委員・児童委員、社協との情報共有に努めます。○ 通報や相談に対し、迅速な対応に努めます。
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none">○ 地域での孤立やひきこもり予防のための、町や各事業所、住民の情報把握に努めます。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none">○ 地域での孤立やひきこもり予防のための見守り活動を進めましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
35	生活困窮者の把握 [地域]	連携している郵便局からの通知や、公共料金や税金等の滞納世帯に対する訪問・調査により、生活困窮者の把握に努めます。	○	◎ (福祉こども課)	○	○
36	生活困窮者や孤立している人の把握 [地域]	地域の見守り活動や、民生委員・児童委員、町社協等の連携により、自ら助けを求められない生活困窮者の把握に努めます。	◎	○ (福祉こども課)	◎	○
37	平群町安心見守り事業の推進 [高]	地域支え合い推進員による見守り活動を推進します。	○	◎ (福祉こども課)	○	
38	相談窓口の周知徹底 [地域]	住民のさまざまな生活に関する相談窓口の周知徹底に努め、相談しやすい環境整備を進めます。	○	◎ (福祉こども課)	○	○

● 町社協の取組

取組項目	取組内容
生活福祉資金貸付事業	低所得者や障がいのある人、高齢者へ生活資金の貸し付けを行い、在宅での生活や社会参加の促進を行います。
生活困窮者自立支援事業 (県社協事業に協力)	県社協と連携し、フードレスキュー（緊急食糧支援）をはじめとした、生活困窮者の自立支援に協力します。

IV-② さまざまな生活課題を抱える人の自立支援を進めましょう

● 現状と課題

- 町社協、民生委員・児童委員、地域支え合い推進員による訪問やサロン活動等、または、自治会や町内会等の近隣住民やボランティア等による日常的な見守りや助けあい活動を推進しています。
[福祉こども課]
- 障がいのある人や高齢者等、移動に支援を必要とする人が地域で安心して暮らし続けていくためには、多様なニーズに応じた移動支援が必要です。本町では令和3年よりデマンドタクシーを運行していますが、住民アンケート調査では、デマンドタクシーの利便性向上に対するニーズも多く寄せられており、改善が望まれています。今後も、利用者のニーズに寄り添いながら交通手段の拡充を図っていく必要があります。[総務防災課]
- 町社協の福祉有償運送事業*は、デマンドタクシーの運行開始により利用者は減少傾向にあります。デマンドタクシーの運行範囲外である町外の医療機関への送迎等に利用されており、今後はデマンドタクシーの運営方法を踏まえながら、補完する役割として事業を継続していく予定です。
[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none">○ 適切な支援機関に迅速につなげます。○ 移動困難者のニーズに応じた移動システムのあり方を検討します。○ 住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組みます。<u>平群町再犯防止推進計画</u>*
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none">○ 生活困窮者の福祉相談窓口となり、適切な支援につなげます。○ 福祉有償運送事業等による、移動困難者の支援に努めます。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none">○ 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、育ちあう機運を高めましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
39	住民、町、町社協の連携による支援 〔地域〕	町社協、民生委員・児童委員、地域支え合い推進員による訪問やサロン活動等、あるいは、自治会や町内会等の近隣住民やボランティア等による日常的な見守りや助けあい活動を進めます。	◎	◎ (福祉こども課)	◎	○
40	移動困難者対策の推進〔総〕	福祉タクシーや福祉有償移動サービス等、移動困難者に対応した交通手段の拡充を推進します。	○	◎ (総務防災課)	○	○
41	再犯防止対策の推進〔地域〕	犯罪をした人等の社会復帰後、行政や更生保護活動等によるさまざまな支援や温かな見守り活動を行うことにより、再犯防止の取組を進めます。	○	◎ (総務防災課)	○	○

再犯防止のための主な取組

(1) 「社会を明るくする運動」の推進

犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」を通じて、罪や非行の防止と刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

(2) 更生保護活動の充実

犯罪をした人等に対して保護司会等の更生保護関係の支援者・団体が展開する相談・就労支援等の充実と、更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や社協等との連携を図ります。

● 町社協の取組

取組項目	取組内容
福祉有償運送事業の実施	移動困難者の移動支援に努め、協力者である運転ボランティアの育成を支援します。

IV-③ 災害時の要支援者への支援体制を確立しましょう

● 現状と課題

- 本町では、防災・災害時体制の整備として以下の取組を行っています。引き続き取組を継続・充実し、住民の安心・安全を守っていく必要があります。[総務防災課]
 - 防災行政無線のデジタル化、放送内容のメール配信を開始
 - 防災ハザードマップの更新、土砂災害警戒区域を町内4駅に掲示
 - 協定による指定避難所*、福祉避難所*を確保
 - 備蓄品の確保（乳幼児用品、生理用品等）
 - 各避難支援関係者（民生委員・児童委員、希望する自主防災組織）への要支援者名簿の提供を開始
 - 防火水槽の新設、消防施設（消火栓）の設置
 - 自主防災組織、各小学校への出前講座の実施

- 災害ボランティアセンター設置に向け、町内の関係機関からの理解を得ていくとともに、実際の災害ボランティアセンターの運営をスムーズに行えるよう、被災者のニーズ把握やボランティア活動者の事前登録や派遣等の管理を行うICTの導入等の検討を行っていく必要があります。
[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	○ 内閣府の「避難行動要支援者*の避難行動支援に関する取組指針」をもとに、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難支援体制について避難支援等関係者と、情報共有します。
町社協 公助 共助	○ 災害時に備え、活動者の育成やネットワークづくりに努めます。
住民 自助 共助	○ 地域で、災害時に支援が必要な人と、支援をする人について把握しましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
42	防災・災害時体制の整備 [防]	災害時情報ネットワーク体制*の整備を進めます。	○	◎ (総務防災課)	○	○
		危険箇所の把握と監視体制の強化、および防災マップの更新に努めます。	◎	◎ (総務防災課)		○
		消防、警察等の関係機関との連絡調整等、協力体制の充実を進めます。	○	◎ (総務防災課)	○	○
43	防災・災害時体制の整備 [防]	ジェンダー平等*に配慮しながら、避難所確保、運営、避難時必要物資の備蓄を進めます。	◎	◎ (総務防災課)		○
44	災害時要支援者の情報の共有 [防]	要支援者の情報の共有による、支援体制の充実に努めます。	◎	◎ (総務防災課)	○	○
45	防災体制、施設の管理 [防]	防火水槽等の、防災設備の点検整備を進めます。	◎	◎ (総務防災課)		○
46	消防団等の自主防災組織の整備 [防]	消防団、自警団への参加および防災訓練の実施を継続します。	○	◎ (総務防災課)		○
47	防災教室の開催 [防]	住民を対象に災害教室を開催し、防災について体験しながら、支えあいや助けあいを主体的に学ぶ機会づくりを進めます。	○	◎ (総務防災課)	○	○

● 町社協の取組

取組項目	取組内容
災害ボランティアの育成	災害ボランティア*をテーマとした研修会等を開催し、災害ボランティアの育成と防災意識の高揚を図ります。
災害ボランティアセンターの設置	地震等の大規模災害によりまちが被災した際、町社協が現地災害ボランティアセンターを設置し、より早い復旧、復興をめざします。

基本目標 V

高齢者がすこやかにいつまでも自分らしくすごせるまち

V-① 健康づくり活動に取り組みましょう

● 現状と課題

- 地域包括支援センターが「へぐりいきいき百歳体操」の立ち上げを支援し、現在町内 15 か所で開催されています。その後、各地域が主体となり週 1 回程度を目標に開催しています。[福祉こども課]
- 緊急医療情報キットの配布を行っています。対象は、65 歳以上のひとり暮らし世帯や、65 歳以上のみの世帯、障がいのある方、その他、特に必要な方となっており、現在 1,066 個配布しています。[福祉こども課]
- 町ホームページから外部の認知症簡易チェックサイトへアクセスできるように整えており、年間 2,000 件程度利用されています。また、地域包括支援センターにおいて認知症相談会や認知症予防教室、認知症サポーター養成講座等を実施しています。[福祉こども課]
- 広報や町ホームページ等で高齢者の集いの場での栄養についての講座や、高齢者の食生活や食育について情報提供を行ない、栄養や食事バランス等に関する啓発を行っています。コロナ禍で高齢者が地域の集まりの場に出る機会が減少しており、情報提供の場も縮小しているため、家で過ごしている方にも情報を届ける工夫が必要です。[健康保険課]
- コロナ禍により、教養講座・体操教室やかしのき荘での事業を計画通り実施できない状況にありました。これらの取組は高齢者の介護予防や交流の機会として重要であり、住民が安心して参加できるよう、新しい生活様式を考慮し開催方法を検討していく必要があります。[町社協]
- 各地域で住民主体による介護予防の居場所となるよう「へぐりいきいき百歳体操」の普及・活動支援を行っています。町内各地で「へぐりいきいき百歳体操」が組織化され、活動者同士の交流の機会や新たな介護予防の技術を学ぶ場としての催しも開催しています。今後も各組織が継続的に活動できるよう支援していくことが重要です。[町社協]
- 総合相談・介護保険事業・地域包括支援センター業務等を通じて、各種サービスの情報の提供や利用支援を行っています。また、認知症家族交流会を開催し、介護者同士の交流や専門職による相談支援の場となっており、今後も介護者同士のピアサポート機能*としての場づくりとともに、介護者が孤立しない地域づくりを進めていく必要があります。[町社協]
- 住民・福祉関係者・小中学生等を対象に、認知症サポーターの養成講座や認知症講演会を開催しています。今後、認知症高齢者数の増加が予想され、認知症サポーターの養成が重要です。また、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、本人への支援とともに、介護者に対する支援も推進していく必要があります。[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の健康づくり、スポーツ活動を支援します。 ○ 食生活の改善の取組を積極的に支援するとともに、ひとりでも多くの住民の参加を促します。 ○ 健康づくりの意識の高揚を図り、心身の健康に関する情報の普及・啓発等を行います。 ○ 医療機関、保健所との連携強化を図り、健康診査をはじめとした保健予防活動の充実に努めます。 ○ 一般介護予防事業の充実に努めます。 ○ 認知症の早期発見・治療のための取組を推進します。
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの各事業を通じて、介護予防に努めます。 ○ 身近なところで健康づくり活動ができるよう、地域づくりに努めます。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から健康診査を習慣づけて、積極的に受けましょう。 ○ 「へぐりいきいき百歳体操」等の健康づくり運動に参加しましょう。 ○ まちなかウォーキングで、まちの魅力を再発見しながら健康づくりにつなげましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
48	「へぐりいきいき百歳体操」等の健康づくりの奨励 [高]	地域活動や職場での「へぐりいきいき百歳体操」等の健康づくり運動を奨励します。	◎	○ (福祉こども課)	○	○
49	食生活の改善活動および食育の推進 [食]	高齢期に必要な食事量や不足しがちな栄養素についての情報を提供します。また、食事づくり等を通じて「食べること」に参画することにより、生活の質の維持・向上に努め、食事を楽しめるよう、支援します。	○	◎ (健康保険課)		
50	緊急医療情報キットの配布 [高]	緊急時に医療従事者に早急かつ適切に医療情報を伝えるための緊急医療情報キットについて、配布対象者の拡大を検討します。	○	◎ (福祉こども課)		
51	認知症の早期発見 [高]	認知症を早期に発見するための取組を検討します。	○	◎ (福祉こども課)	○	○

● 町社協の取組

取組項目	取組内容
教養講座・体操教室の開催	高齢者向けに、救急法等の高齢者の生活ニーズに即した興味を持っていただける講座を予定しています。体操教室は、介護福祉士等により要介護状態にならないよう、さまざまな内容を企画していきます。
かしのき荘での事業	高齢者同士の交流を図ることと、かしのき荘をより多くの人に知ってもらうことを目的として、町内在住のひとり暮らし高齢者を招き、介護予防のための体操や食事を通じて親睦を図ります。
介護予防教室等の開催	高齢者が要介護状態になることを予防し、運動による体力の向上、および交流の促進のための「介護予防元気アップ教室」等を開催します。
介護者教室の開催	介護者が孤立しないよう、また介護が必要になっても安心できるよう、情報交換や交流を図れる介護教室を開催します。
認知症サポーター養成講座	認知症の正しい知識を普及するための認知症サポーターの養成や、認知症講演会の開催等を進めます。



V-② 健康長寿者の活躍の場づくりを応援しましょう

● 現状と課題

- 高齢者が地域で活躍できる機会となるよう、ボランティア講座や各種活動者養成講座等を開催しています。各講座等の参加者は、介護予防の取組・移動支援・障がい者支援・地域活動の支援等の活動で活躍されています。今後は、既存の取組に加え、災害時の住民同士の助けあい活動に関わる活動者の養成等、新たな支援者の養成の機会づくりが必要です。[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	○ 健康長寿者の経験や見識、知識、技能を活かせる機会づくりを進めます。
町社協 公助 共助	○ 健康長寿者のボランティアとしての活躍の場づくりを進めます。 ○ ボランティア派遣を希望される方の相談に乗り、対象のボランティア団体やボランティア活動者につなぎます。
住民 自助 共助	○ 健康長寿を目標とし、日頃から健康づくりに努めましょう。 ○ 地域活動に、積極的に参加しましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
52	健康長寿者の経験を活かせる機会づくり [地域]	総合学習や生涯学習を通じて、健康長寿者の経験や見識、知識、技能を活かせる機会づくりの場を提供します。	○	○ (福祉こども課)	◎	○
53	健康長寿者のまちの推進 [高]	「健康長寿者のまち」を推進します。	○	◎ (福祉こども課)	○	

● 町社協の取組

取組項目	取組内容
健康長寿者の地域デビュー支援	シニア世代や退職間近な住民を対象として、退職後にそれまでの知識や経験を地域や住民活動に活用できるきっかけづくりの講座を検討します。

V-③ 移動・外出支援策などに取り組みましょう

● 現状と課題

- 障がいのある人や高齢者等、移動に支援を必要とする人が地域で安心して暮らし続けていくためには、多様なニーズに応じた移動支援が必要です。本町では令和3年よりデマンドタクシーを運行していますが、住民アンケート調査では、デマンドタクシーの利便性向上に対するニーズも多く寄せられており、改善が望まれています。今後も、利用者のニーズに寄り添いながら交通手段の拡充を図っていく必要があります。(再掲) [総務防災課]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動困難者への移動支援の手段について検討します。 ○ 坂の多いまちを活かした、快適で安全に歩けるまちづくりを進めます。
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉有償運送事業等による、移動困難者の支援に努めます。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民同士での移動・外出支援等に取り組みましょう。 ○ 健康づくりにつながる、坂道でのウォーキングや散歩を楽しみましょう。 ○ 住民が協力して、快適で楽しい散歩道や憩いの場づくりに取り組みましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担 (協働指針) (◎:主体者 ○:協力者・参加者)			
			住民	町	町社協	企業・事業所
54	移動困難者への支援 [地域]	移動困難者への支援の手段のあり方について検討します。	◎	○ (福祉こども課)	○	○
55	住民同士の移動支援システムの検討 [地域]	移動支援が必要な人に対し、移動支援ボランティア等によるドアtoドアの新たなシステムのあり方を検討します。	◎	○ (福祉こども課)	○	○

基本目標 VI

すべての住民が尊重しあい輝きあう地域福祉のまち

VI-① 誰もが互いに尊重しあい輝きあいましょう

● 現状と課題

- 「差別をなくす強調月間」（毎年7月）に町独自の取組として、公共施設等に児童生徒が作成した人権ポスターを掲示しています。また、「人権命の町民集会」の開催や、12月の人権週間の街頭啓発を行っています。人権に関する相談については、人権擁護委員単独での人権相談日（毎月第1火曜日）を開設しており、引き続き相談体制を整えていくことが重要です。[総務防災課]
- 高齢者や知的障がい・精神障がいをお持ちの方等で、介護等のサービスに関することや、日常のお金の扱いに不安がある場合に、本人や支援者等からの要請に応じ、金銭管理や文書の管理等、日常生活や各種サービス利用についての継続的な支援を実施しています。事業利用の必要性は一人ひとり状況が異なることから、丁寧なアセスメントを行うため、職員のスキルアップが必要です。また、根本的な生活課題の解決につながるよう、福祉関係者に本事業の目的や役割について周知を行っていくことが重要です。[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none">○ 人権啓発を推進します。○ 行政情報がもれなく行き渡るよう、提供体制を充実させます。○ 福祉サービスの対象となる方や、支援が必要な方の把握に努めます。
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none">○ 住民同士がお互いに見守り活動や声かけを行うなど、顔と顔が見える地域づくりを支援します。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none">○ 人権に対する理解を深め、互いに尊重しあいましょう。○ 日頃から、住民同士で積極的にあいさつや声かけをしましょう。○ 住民同士で、地域の子どもたちの見守り活動に協力しましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
56	人権意識を高めるための機会の充実 [総]	人権意識を高めるための学習や実践の機会の充実とともに、人権教育・人権啓発活動を進めます。	◎	◎ (総務防災課)	○	○
57	人権に関する相談体制の充実 [総]	地域、学校、職場における人権に関する相談体制を充実します。	○	◎ (総務防災課)	○	○
58	男女共同参画の推進 [共]	固定的な性別役割分担意識に捉われることなく人権や個性を尊重しあい、男女共同参画社会の実現に努めます。	◎	◎ (総務防災課)	○	◎
59	権利擁護・成年後見制度の推進 [総]	高齢者や障がいのある人が尊厳のある生活を送ることができるよう、成年後見制度の紹介や高齢者・障がい者虐待の早期発見・防止、消費者被害の防止等を図ります。	○	◎ (福祉こども課)	○	
60	あいさつ運動の推進 [地域]	あいさつ運動、声かけ運動を進めます。	◎	○ (総務防災課)	○	
61	役場窓口等の多言語表示の検討 [地域]	役場窓口や施設案内等の、多言語表示の検討を進めます。	○	◎ (福祉こども課)	○	

● 町社協の取組

取組項目	取組内容
日常生活自立支援事業	高齢者や知的障がい・精神障がいをお持ちの方等で、介護等のサービスに関することや、日常のお金の扱いに不安をお持ちの場合に、安心して生活ができるようお手伝いをします。

VI-② 住民の住民による住民のためのまちづくりを進めましょう

● 現状と課題

- 各団体が実施する事業等に対し、情報の提供や関係機関の紹介、連携の推進等を行っています。団体活動と町社協事業との協働の機会も多くあり、それぞれの専門性を尊重した取組を実施できています。今後も、団体の主体性を尊重し支援していくとともに、必要に応じて新たな事業や取組の実施等を模索し、地域福祉活動を推進していくことが重要です。[町社協]
- コミュニティソーシャルワーカー等が定期的に自治会（役員）を訪ね、各自治会の状況の把握や小地域ネットワーク活動についての説明会等を行っています。コロナ禍でも住民間のつながりが途切れないよう、住民主体の個別訪問活動の企画・側面的支援のほか、小地域ネットワーク連絡協議会と協働のもと、感染対策を講じて活動者交流会を開催し、オンラインを活用し町外活動者との情報交換や親交を深めています。また、小地域ネットワーク活動や地域食堂（こども食堂）等の運営において、参加者を限定せず「みんなの居場所」として運営している活動者へ支援を行っています。既存の活動者への支援、新たな活動団体の組織化を側面的に支援した結果、新たな活動組織の設立につながっています。住民・事業者、行政・福祉関係機関等との協働体制の構築のためには、地域に出向き継続的に関わる必要があります。[町社協]
- ボランティア活動者に対し各種情報の提供等の支援、また、ボランティア活動に関心のある住民に対し、講座の開催や各種団体の紹介等を行っています。ボランティアセンターへの登録者・団体数は減少傾向であり、活動者の高齢化や団体継続についての相談も寄せられています。現役世代や子育て世代、学生等にボランティア活動について関心を持ってもらえるよう、各世代に向けた情報発信等の工夫が必要です。また、関心のあるテーマで活動を希望する個人ボランティアに対し、活動する機会や協力を希望する個人・団体とのコーディネートの実施等、町内の各種情報の把握が必要です。[町社協]
- 障がい者支援の担い手養成講座は慢性的に受講希望者が少なく、広域での開催の検討が必要です。また、減災や防災に関する担い手の養成は、各世代に対して実施が必要です。[町社協]
- 児童・生徒にボランティア体験学習をする場として、令和2年度より各小・中学校へ職員が出向き福祉を学ぶ「出張ふくし・にこにこ講座」を開始しています。各小・中学校、教育委員会等と協議を重ね、学校教育現場で求められる福祉教育への参画・協働体制を深めていく必要があります。[町社協]
- 協力団体と協働して実施している高齢者会食サービスは、一人暮らし高齢者を対象に町内各地から参加者があり、参加者間の親睦を図る機会となっています。新しい生活様式を考慮しながら、開催を継続していくことが重要です。[町社協]

● 各主体の役割

町 公助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民が積極的に地域活動に参加し、活動が活性化するように啓発に努めます。 ○ 地域活動への人材派遣や活動の提案等、支援の充実に努めます。 ○ 住民の声や提言に耳を傾け、政策の推進に反映させます。
町社協 公助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小地域ネットワーク活動への参加促進を図ります。
住民 自助 共助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会や子ども会等、地域活動に参加しましょう。

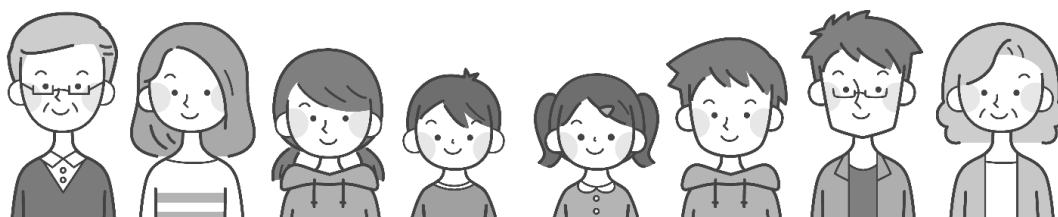
● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
62	地域活動への参加をうながすための啓発 [地域]	地域活動の活性化やつながりづくりのため、住民参加をうながす啓発に努めます。	○	◎ 福祉こども課	○	
63	地域活動への人材派遣や活動の提案 [地域]	地域活動への人材派遣や活動の提案等、支援の充実に努めます。	○	◎ 福祉こども課	○	
64	小地域ネットワーク活動への参加促進 [地域]	小地域ネットワーク活動への参加者の増加や、活動支援の充実に努めます。	◎	○ 福祉こども課	◎	

● 町社協の取組

取組項目	取組内容
福祉団体（地域活動）への支援	<p>町社協内に事務局がある福祉団体の活動をきめ細かくできるように、下記の団体の活動を支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平群町共同募金委員会 ○日本赤十字社平群町分区・平群町日赤奉仕団 ○平群町民生児童委員協議会 ○平群町長寿会連合会 ○平群町ボランティア連絡協議会 ○平群町身体障害者福祉会 ○小地域ネットワーク連絡協議会 ○更生保護女性会 平群支部 <p style="text-align: right;">（順不同）</p>

取組項目	取組内容
小地域ネットワーク活動	世代を超えた居場所づくりを、ボランティアとともに進めます。また、子どもが地域で孤立しないよう交流の場をとともに考え、誰もが集える場所づくりを進め、小地域ネットワーク活動を実施していない地域に対して、設立とともに住民参加を促進します。また、高齢者や障がいのある人だけでなく、地域の住民とボランティアが協力しあい、自分たちで企画し運営していく仲間づくりの活動を進めます。
小地域ネットワークづくり事業への参加促進	すべての世代の住民同士が顔をあわせ知りあいになることで、お互いに助けあい支えあう気持ちを持てるよう、交流の機会を持つための組織をつくっています。現在、町では17の地域で小地域ネットワーク活動が行われています。
ボランティアセンター事業	住民がボランティア活動をしたいときや、受けたいとき、また困ったとき等、ボランティア活動に関するいろいろな相談を受け付けます。
ボランティア講座開催	住民やボランティア活動者に向け、さまざまな体験や交流の機会を提供し、ボランティア活動の活性化とともに地域福祉の推進を図っています。あらゆる世代の住民がボランティア活動に関心を持ち、参加ができるよう、意識啓発的な内容や、既存の活動者に対するスキルアップ講座を開催し、地域で活かしていただけるよう努めます。
出張ふくし・にこにこ講座	当事者やボランティア団体、当会職員等が小・中学校や地域に出向き、福祉について学ぶ機会をつくります。
高齢者会食サービス	ひとり暮らし高齢者を対象とし、食事会等で交流し親睦を深めることによって、日頃の社会的孤立感の解消を図り、地域社会への参加を促進します。

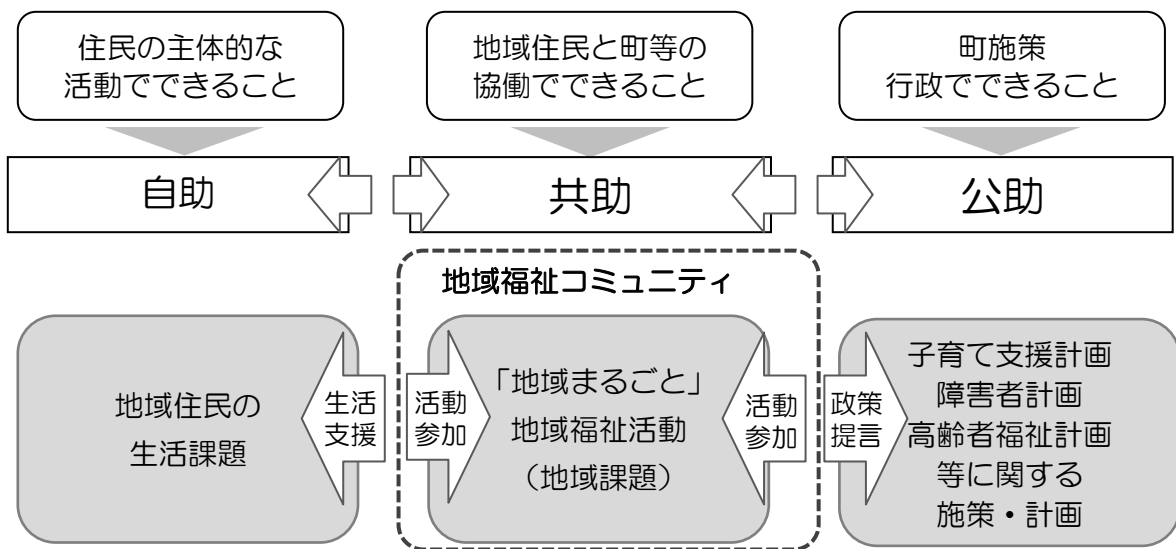


VI-③ 住民が主体の地域福祉コミュニティを築きましょう

● 現状と課題

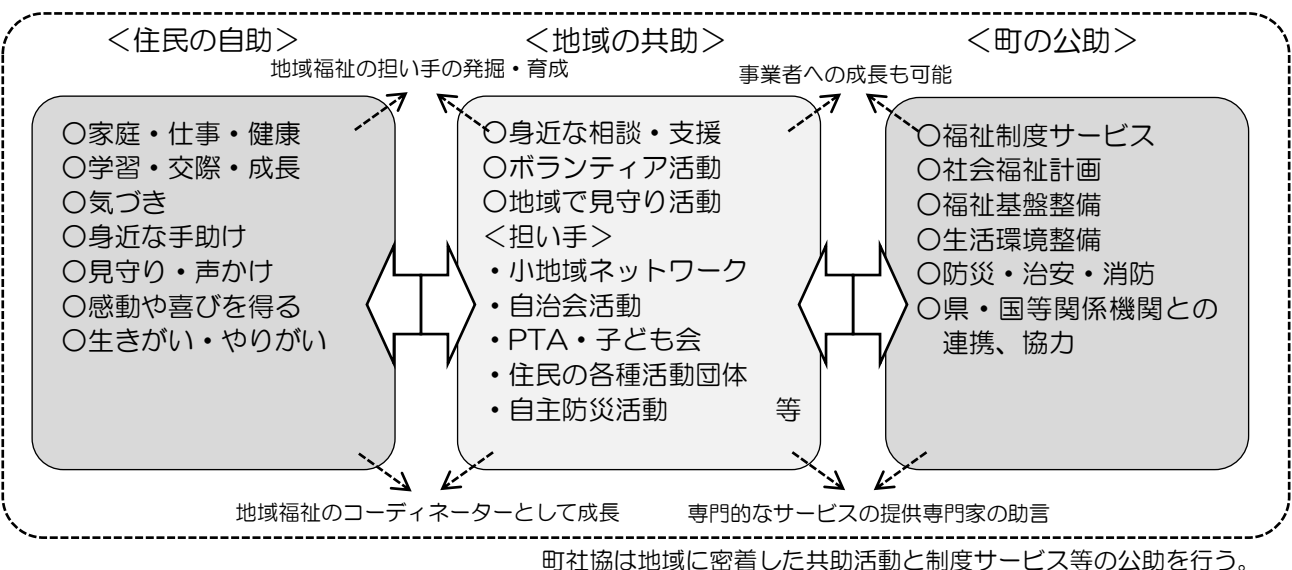
- 地域包括支援センターや自治会、民生委員等の協力により緊急通報サービスや配食サービス、軽度生活援助生活サービス等の利用につなげています。〔福祉こども課〕
- 平成30年度より「平群町安心見守り事業」による地域支え合い推進員による見守り活動を実施しています。全自治会での地域支え合い推進員の配置をめざすとともに、安心見守り事業利用者の増加が課題となっています。（再掲）〔福祉こども課〕

図 「自助」、「共助」、「公助」三位一体の地域福祉コミュニティのイメージ



◇地域福祉における協働の取組

さまざまな生活課題、地域課題について住民一人ひとりが「自ら考え行動する（自助）」、「住民相互の助けあいや支えあいによる取組（共助）」、「住民や地域の活動を行政制度として支援する（公助）」の三位一体によって、住民と町との協働システムが形成されます。



● 各主体の役割

<p>町</p> <p>公助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉について、学校教育や生涯学習等の場で積極的に啓発します。 ○ 子どもの育ち、子育て支援、高齢者や障がいのある人等の社会福祉サービスの充実に努めます。 ○ 社会的困難や、さまざまな生活課題を持つ住民への支援に努めます。 ○ 生活困窮や虐待等、困難を持つ住民の把握のため、住民とのコミュニケーションの密度を高めます。
<p>町社協</p> <p>公助 共助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民と地域課題を共有し、その解決に向けて共に取り組んでいきます。 ○ 地域福祉コミュニティの基盤となる小地域ネットワーク活動、サロン活動等、地域活動への支援の充実に努めます。 ○ 在宅福祉サービス利用者の自立した生活ができるよう、ケアプラン*に基づいた支援の充実に努めます。 ○ 住民と共有した多様で多岐にわたる地域課題について、解決のための創意工夫を凝らすとともに、必要な関係機関との協働に努めます。 ○ 地域福祉の担い手、リーダーとしてのCSW*（コミュニティソーシャルワーカー）の育成に努めます。
<p>住民</p> <p>自助 共助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが、自分らしく生きることができる人権の主体者であることを確認しましょう。 ○ 誰もが、日々の生活が良くなるように意見を表明できる権利があることを確認しましょう。 ○ 誰もが、自分たちのまちをより一層住みよいまちにするための担い手であることを確認しましょう。 ○ 自分にできることを考え、自覚し、積極的に行動しましょう。 ○ 身近な地域で支援の必要な住民がいないか、日頃から目を配りましょう。 ○ 日々の暮らしで不便なこと、困ったことがあれば、気軽に町や町社協に相談しましょう。 ○ 民生委員・児童委員や地域支え合い推進員への情報提供や、共助活動に努めましょう。 ○ さまざまな問題や困難を「地域の力」で解決できないか、提案しましょう。 ○ 日々の暮らしで気づいたこと、気になること等、SNSで情報発信しましょう。

● まちの地域福祉推進の取組

No.	取組項目	取組内容	役割分担（協働指針） （◎:主体者 ○:協力者・参加者）			
			住民	町	町社協	企業・事業所
65	【啓発】 住民意識の高揚 〔地域〕	地域福祉の考え方を家庭、地域、学校で学べるよう、学習と実践の場づくりを進めます。	◎	◎ 福祉こども課	◎	◎
66	【参加】 地域福祉活動への参加促進 〔地域〕	「自助」、「共助」、「公助」の協働による立場を越えた、誰もが「地域まるごと」かかわっていく場づくりを進めます。	◎	◎ 福祉こども課	◎	◎
67	【支援】 在宅福祉サービスの推進 〔地域〕	地域福祉コミュニティの基盤となる在宅福祉サービスをみんなで推進し充実させます。	◎	◎ 福祉こども課	◎	◎
68	町社協との連携と町社協の機能強化 〔地域〕	町社協と連携して地域福祉活動等、地域の支えあいを広めます。	◎	◎ 福祉こども課	◎	◎
69	民生委員・児童委員、地域支え合い推進員との連携強化 〔地域〕	民生委員・児童委員、地域支え合い推進員と連携して、地域の気づきあい、支えあいを広めます。	◎	◎ 福祉こども課	◎	◎
70	ホームページの充実 〔地域〕	地域福祉情報をはじめとするまちの情報が、必要な時にいつでも利用できるよう、内容の更新や充実に努めます。		◎ 福祉こども課	◎	
71	SNSを活用した地域福祉の情報発信システムの構築 〔地域〕	SNSを活用した情報発信システムの構築により、住民の多様なニーズに即した行政情報の周知徹底を図るため、SNSシステムの導入を検討します。	◎	◎ 福祉こども課	○	○

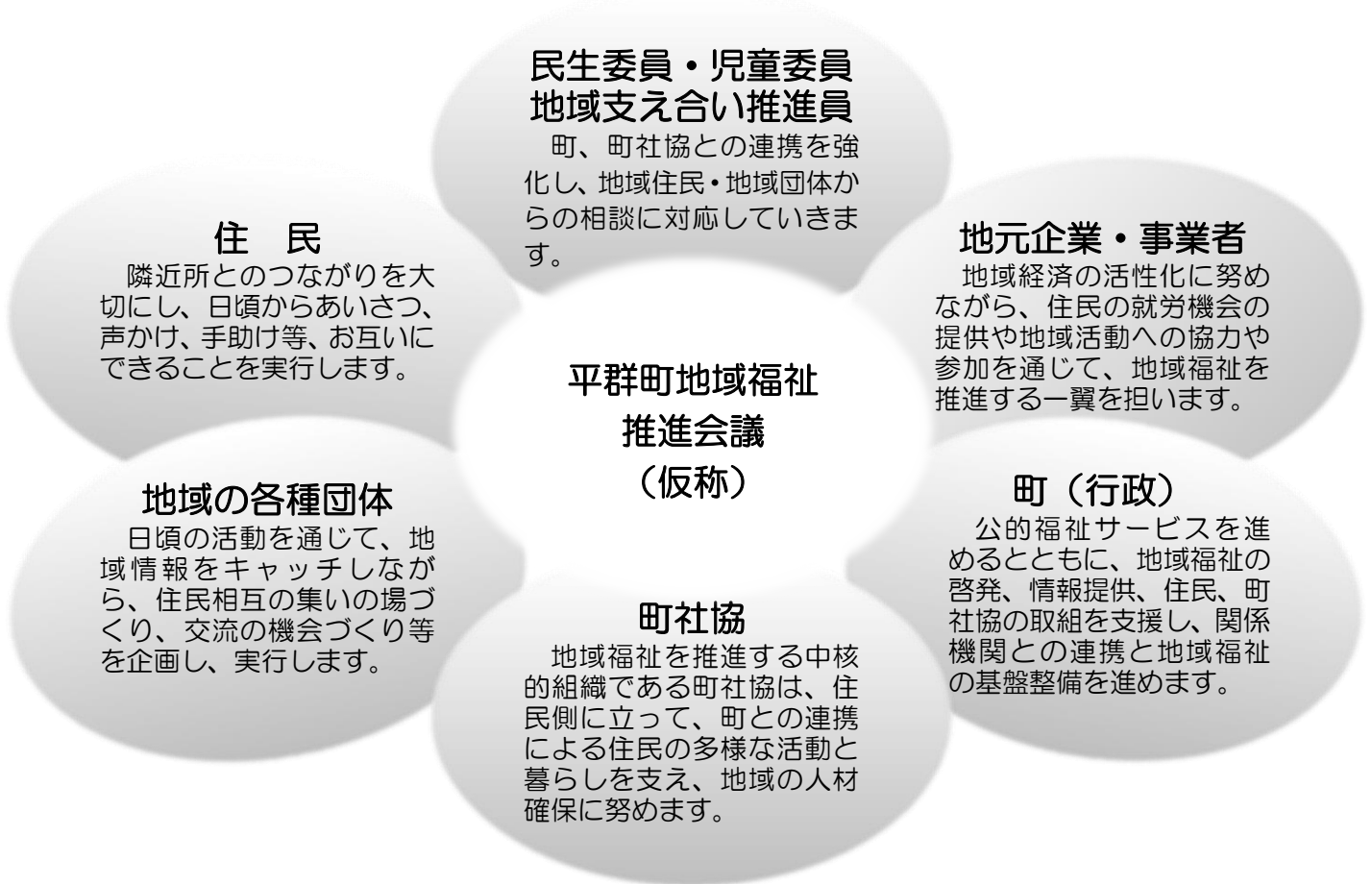
| 第5章 計画の進行管理

第1節 各主体の役割と連携

(1) 地域におけるそれぞれの立場による役割と連携

地域福祉計画および地域福祉活動計画の推進にあたっては、住民、民生委員・児童委員、地域支え合い推進員、地域活動団体、地元企業・事業者、町社協、町がそれぞれの役割を担いながら、定期的な交流機会を持ち、情報交換や人的交流を通じて互いに連携して取り組んでいく必要があります。

図 地域福祉ネットワーク・地域福祉情報ネットワーク



①住民の役割

隣近所とのつながりを大切にし、あいさつや声かけ、手助け等、お互いできることに取り組みながら、地域福祉の担い手として、地域活動やボランティア活動に参加していきます。また、SNSを利用して積極的に情報発信します。

②地域の各種団体の役割

自治会、ボランティア団体等の地域の各種団体は、身近な地域の福祉課題を把握し、相談・支援につなぐとともに、団体間の連携により課題解決に取り組んでいきます。また、地域のつながりを深めるため、地域におけるさまざまな集いや交流の場を育てていきます。

③民生委員・児童委員・地域支え合い推進員の役割

民生委員・児童委員、地域支え合い推進員は、地域住民・地域団体と積極的に関わり福祉サービスの情報提供や質の向上に努めるとともに、町や町社協との連携を強化し、地域住民・地域団体からの相談に対応していきます。

④地元企業・事業者の役割

地元企業・事業者は、地域経済の活性化に努めながら、住民の就労機会の提供や保育施設の設置、見守り活動支援、地域活動への協力・参加を通じて、地域福祉を推進する一翼を担います。

⑤町社協の役割

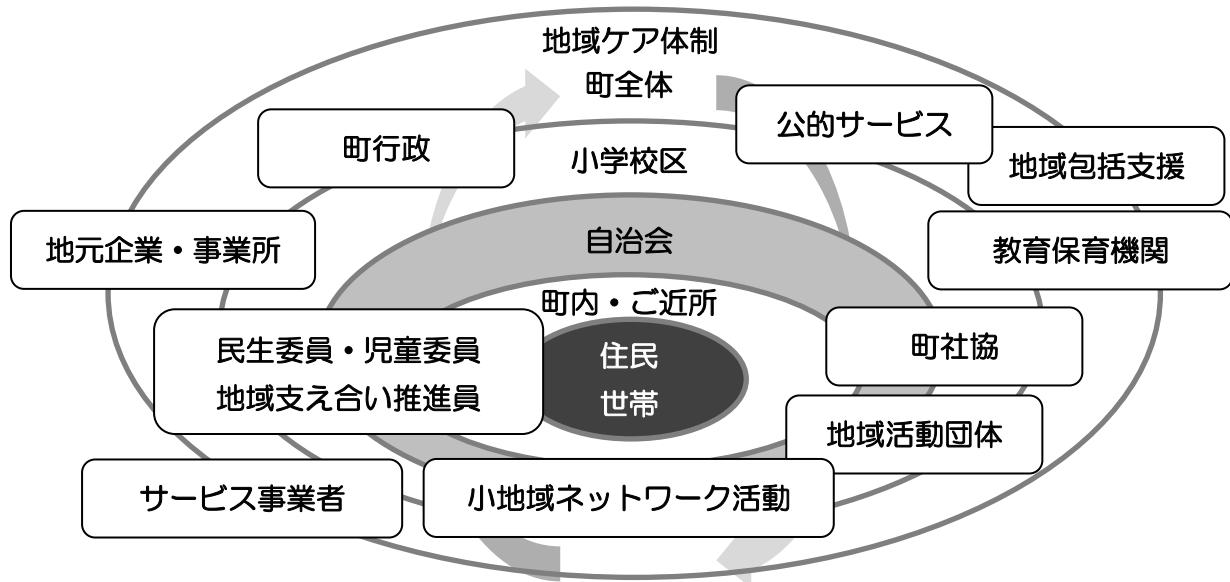
地域福祉を推進する中核的組織として、地域福祉活動計画に基づく地域福祉活動への住民参加の促進、各種団体やサービス提供事業者等の地域福祉資源のネットワーク化等を通じ、地域福祉における各種活動への支援や、担い手の育成に取り組んでいきます。

また、各地区の自治会や小地域ネットワーク活動団体と連携しながら、地域課題の把握と解決に向けての取組や、積極的な情報発信に努めます。

⑥町（行政）の役割

住民福祉の向上を図る主体として、各種施策を総合的・効果的に推進し、公的な福祉サービスを適切に提供する役割を担います。また、住民・地域団体・事業者・町社協の取組を支援し、関係機関と連携しながら、地域福祉を推進するための環境整備と積極的な情報発信に取り組みます。

図 地域福祉における協働イメージ



国は、「我が事・丸ごと」を地域福祉推進の理念とし、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として地域活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現のための取組を推奨しています。

第2節 計画の進行管理と成長

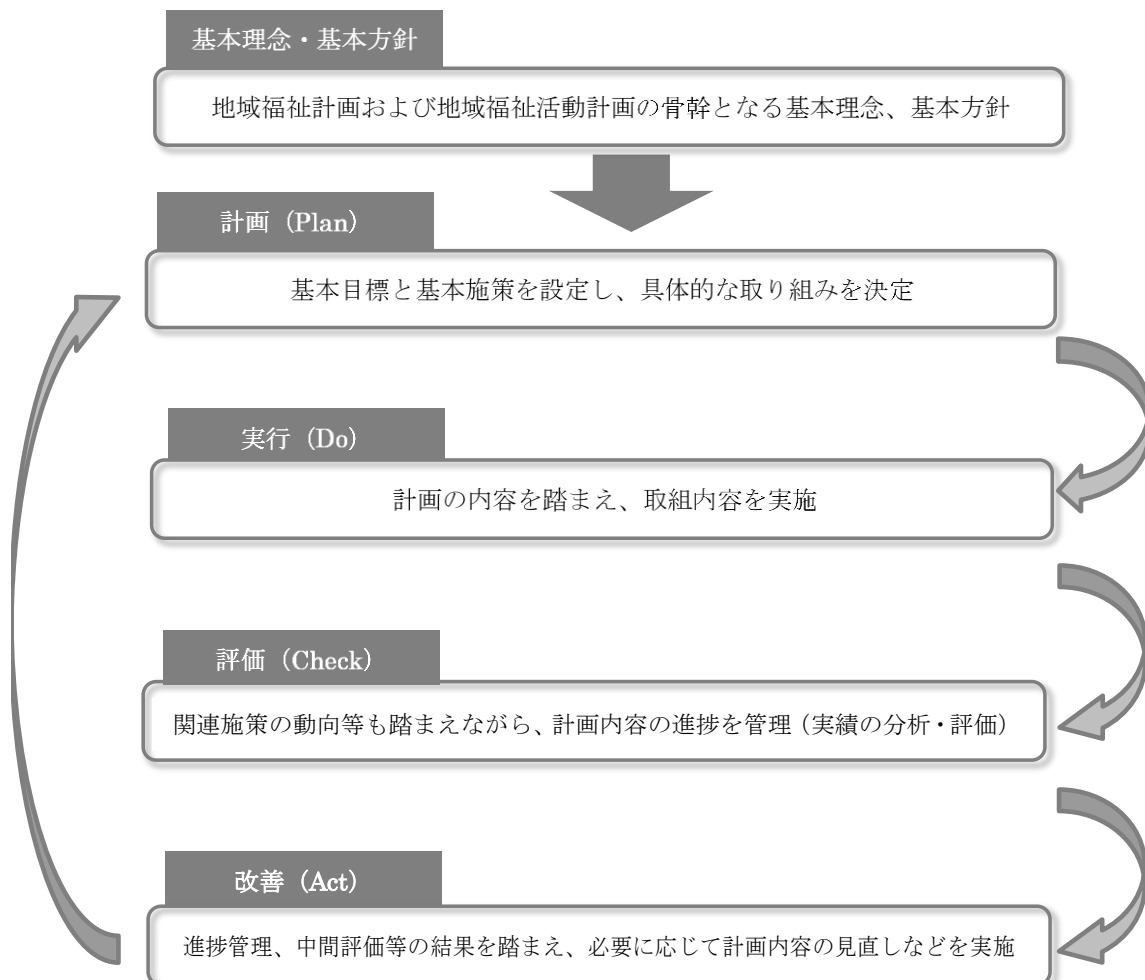
本計画は、住民や住民活動団体、民生委員・児童委員・地域支え合い推進員、地元企業・事業所、町社協、町の協働によって推進し、住民の地域福祉への理解の深まりとともに、地域福祉コミュニティの息吹が高まり、将来像である「一人ひとりのくらしと生き方を 尊重しあい輝きあうまち へぐり」へと成長していくことをめざします。

計画を着実に推進するため、「平群町地域福祉推進会議（仮称）」を設置し、計画の達成状況についてPDCAサイクルを基本とした点検・評価を行います。その結果をふまえ、必要に応じて計画内容の見直しを実施することで、一步、さらに一步と地域福祉コミュニティを成長させていきます。

◆PDCAサイクル◆

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

PDCAサイクルのプロセスイメージ



| 資料編

平群町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法第107条(昭和26年法律第45号)に基づく、本町における地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)及び地域福祉推進を目的に地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を一体的に策定するにあたり広く町民の意見を反映させるため、平群町地域福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議検討を行う。

- (1) 福祉計画及び活動計画策定に関する事項の調査及び検討
- (2) 福祉計画及び活動計画の円滑な推進に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内をもって組織し、次号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に識見を有する者
- (2) 平群町議会議員
- (3) 福祉・保健・医療関係者
- (4) 障害者・高齢者・子ども子育て団体関係者
- (5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とし再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し会議の議長になる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(出席者以外の者の出席)

第7条 委員長は会議において必要と認める時は、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉こども課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の以後の最初に開かれる協議会の会議は、第7条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

平群町地域福祉計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略)

委員種別	氏名	属性・肩書
地域福祉に識見を有する者	委員長 新川 泰弘	関西福祉科学大学 教育学部 教授
平群町議会議員	窪 和子	平群町議会議員 文教厚生委員会 委員長
福祉・保健・医療関係者	高塚 英雄	平群町医師会 会長
障害者・高齢者・子ども子育て団体関係者	久保 陽子	手をつなぐ育成会 会長
	副委員長 川口 輝子	平群町民生委員・児童委員協議会 会長
	岡 嘉道	平群町長寿会連合会 会長
	松江 芳子	平群町婦人会 会長
	山田 三千子	平群町ボランティア連絡協議会 会長
	浅野 恭生	平群町小地域ネットワーク連絡協議会 会長
	岡田 仁	平群町自治連合会 会長
	米田 明生	平群町社会福祉協議会 評議員 (平群町商工会)
	堅尾 幸司	平群町子ども会育成者連合会 会長
その他町長が適当と認める者	梅本 利政	平群町教育委員会 教育長職務代理者

第2次平群町地域福祉計画等策定の経緯

開催日	議事内容など
第1回 策定委員会 令和4年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> 平群町地域福祉計画等策定委員会設置要綱について 地域福祉計画及び地域福祉活動計画について アンケート調査について
アンケート調査 令和4年8月19日～ 令和4年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> 住民アンケート調査 企業・事業所アンケート調査 住民団体アンケート調査
第2回 策定委員会 令和4年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 平群町の地域福祉に関するアンケート調査報告について 第2次平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画骨子案について
第3回 策定委員会 令和4年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画(素案)について
パブリックコメント 令和4年12月19日～ 令和5年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> 平群町福祉こども課、平群町社会福祉協議会、平群町ホームページにて公開
第4回 策定委員会 令和5年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画(案)および概要版(案)について

用語集

〈あ 行〉	
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略であり、情報や通信に関する技術の総称。
NPO	民間非営利団体（Non-Profit OrganizationまたはNot-for-Profit Organization）の略であり、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した団体を「NPO法人」という。
〈か 行〉	
QOL	クオリティ オブ ライフ（Quality of life）の略であり、「生活の質」「生命の質」等と訳され、当事者の肉体的、精神的、経済的、社会的活動を含めた総合的な活力、生きがい、満足度という意味を含む生活の質のこと。
ケアプラン	介護保険制度で要介護認定を受け介護サービスを利用するにあたり、利用者の状況や要望にもとづいてどのタイミングでどのサービスを利用するのが適切か、いろいろな視点から総合的に判断して作成する「サービス利用計画書」のこと。
健康寿命	平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いたもの。
合理的配慮	障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤を図ることを目的とし、子育て家庭の育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援をつうじて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っている公共施設。
子どもの貧困	日本における「子どもの貧困」は、相対的貧困にある18歳未満の子どもが存在および生活状況を指す。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なるが、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまう傾向にある。
CSW （コミュニティ ソーシャルワーカー）	地域福祉を進めるため2004年につくられた大阪発の専門職。地域の人とともに一人暮らしで困っている方等「制度のはざま」にある人たちを発見し問題を解決するように働きかけることや、問題が生じている人と行政をつなげて問題を解決するための働きを行う。CSWとほぼ同じ役割を担う専門職を「地域福祉コーディネーター」と呼んでいる自治体もある。
〈さ 行〉	
災害時情報ネットワーク体制	災害時の情報収集、伝達を迅速かつ確実にを行うため、本町は、災害対策本部を中心とする情報連絡体制を整備し、通信手段の確保と充実を図る。

災害ボランティア	災害発生後に被災者の生活や自立の支援、また行政や防災関係機関等が行なう応急対策の支援から復興に至るまで、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指し、家屋の片付けや炊き出しなどの直接的な復旧支援のみならず、被災者の活力を取り戻すための交流の機会づくりや被災者への寄り添い等、被災者ニーズへの対応も行うボランティアのこと。
ジェンダー平等	生物的な性差ではなく、社会的・文化的に構築された何が女性的で何が男性的かを表す概念や、性別による固定的な役割分担などをなくし、人生や生活においてさまざまな機会が平等に与えられ、男性と女性が同様に自己実現の機会を得られるような社会の実現をめざすもの。
自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織のこと。原則として居住している自治会・町内会で活動し、平常時には防災知識の普及や防災訓練の実施などを行い、災害発生時には災害情報の収集、住民への迅速な伝達や避難誘導などを行う。
持続可能な開発目標	Sustainable Development Goals (SDGs)。平成27(2015)年に国連が定めた17の目標のこと。「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを楽しむことをめざす普遍的な行動を呼びかけている。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設のこと。
児童手当	15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育しており、平群町に住民登録のある方を対象に支給される手当のこと。
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母または父や、父母にかわってその児童を養育している人に支給される手当のこと。
社会的孤立	家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。単身世帯でも、家族や近隣・友人との交流がある状態は「社会的孤立」ではなく、一方、家族と同居していても、家族との日常的な交流がないうえに外部の近隣・友人とも接触が乏しければ、「社会的孤立」に陥る場合もありうる。
障害者差別解消法	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」として制定された。
小地域ネットワーク	住民同士が顔をあわせ、知りあうことで互いに見守り、支えあう関係として、赤ちゃんからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせるよう、交流の機会を持つための組織。令和4年現在、平群町では17の地域で結成されている。
成年後見制度	精神上的障がい(知的障がい、精神障がい、認知症等)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度のこと。
ソーシャルワーカー	福祉等に関する専門知識を活かし、社会生活に困難や支障のある人々の相談に乗ったり社会的支援を行う。高齢者、障がい者、ひとり親、生活困窮者などを対象に相談・支援業務及び関係機関との連絡・調整を行うほか、地域の福祉ニーズを把握して、不足するサービスの充実を提案したり、サービス提供者のネットワークを構築するなど、支援が必要な人とさまざまなサービスや社会資源を、また、関係者・機関同士をつないでいる。

〈た 行〉	
多様性	ダイバーシティともいう。企業活動などにおいては多様な人材を積極的に活用しようという考え方をいい、性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することを指す。本計画では、性別や年齢、障がいの有無、国籍などが異なっていること、また文化的・社会的背景や価値観などが異なっていることを表す言葉として用いている。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域支え合い推進員	自治会や民生委員・児童委員などとの連携のもと、支援を必要としている方に対し定期的な訪問や見守り活動を行い、地域内での孤立化の予防や異変の早期発見、必要に応じて関係機関への連絡等を行う、自治会長より推薦され町長から委嘱された者のこと。
地域福祉コミュニティ	コミュニティとは生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性および仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っている集団（人々や団体）のことで、特に共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む）の集団（地域をよりよくするために活動する住民同士のつながりや集まり）を「地域コミュニティ」と呼ぶ。また、支援の必要な人を地区の中心に据えるとともに、その人たちに向けた支えあいの活動を地区の活動として住民みんなで主体的に取り組んでいるコミュニティを「福祉コミュニティ」と呼ぶことから、「地域福祉コミュニティ」とは、生活地域で支援の必要な人たちに向けた支えあいの活動を、住民で主体的に取り組んでいるコミュニティのことをいう。
デマンド型乗合タクシー	利用者の予約に応じて、自宅前から指定された場所まで、また、指定場所から自宅前まで、状況に応じたドアtoドアでの移動を可能とする乗合型の公共交通サービス。本町では65歳以上の方を対象に平群町内を運行している。
特別児童扶養手当	身体や精神に中度以上の障がいのある児童を監護している父母あるいは父母にかわってその児童を養育している方に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当のこと。
〈な 行〉	
ノーマライゼーション	障がい者（広くは社会的マイノリティも含む）が、一般住民と同様の普通（ノーマル）の生活・権利などが保障されるように、通常の世界環境や生活様式に可能なかぎり近づける環境整備をめざす理念のこと。また障がい者が自己を確立し、社会的価値のある役割をつくりだし、それを維持できるよう援助していくことも大切であるとされる。
〈は 行〉	
8050問題	「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。1980～90年代に若者の問題とされていた子どもの「ひきこもり」から約30年が経ち、当時の若者が40代から50代、その親が70代から80代と高齢化し、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが生じている。
ピアサポート機能	ピアとは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉であり、このような人同士の支えあいをピアサポートという。

ひきこもり	厚生労働省による定義は「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」をいう。「ひきこもり」は、単一の疾患や障がいの概念ではなく、さまざまな要因が背景になって生じるとされている。
避難行動要支援者	本町に居住する要配慮者のうち、災害の発生時や災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。
福祉避難所	高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所生活に困難をきたす要配慮者等を対象に開設される避難所のこと。
福祉有償運送事業	タクシーなどの公共交通機関によっては要介護者や障がいのある人などに対する十分な輸送サービスが確保できない場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人など有償で行う個別輸送サービスのこと。
平郡町再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する計画として、住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今期より「平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画」に包含する計画として策定するもの。
包括的・重層的な支援体制	地域共生社会の実現に向けて、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、相談支援体制の強化や、地域・コミュニティで助け合い・支え合う関係性の育成、社会とのつながりや参加の支援等、包括的に課題解決を図っていくための支援体制づくりが進められている。また、これらの支援に関する事業を関係機関が連携・協力し一体的に取り組む重層的な支援体制づくりが求められている。
〈や 行〉	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。家庭で大人に代わって家事や家族の世話、介護等を引き受けることによって、自分自身の健康状態や学校生活、友人関係等にさまざまな影響を受けている。
〈ら 行〉	
ライフステージ	人の一生における加齢にともなう変化を、いくつかの段階（幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など）に区切って考える場合のそれぞれの段階のこと。

第2次平群町地域福祉計画および地域福祉活動計画

令和5年3月

発行：平群町役場 福祉こども課 ・ 平群町社会福祉協議会

平群町役場 福祉こども課：

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

電話 0745-45-5872 FAX 0745-45-0100

平群町社会福祉協議会：

〒636-0914 奈良県生駒郡平群町西宮2丁目1番6号

電話 0745-45-5710 FAX 0745-45-7363